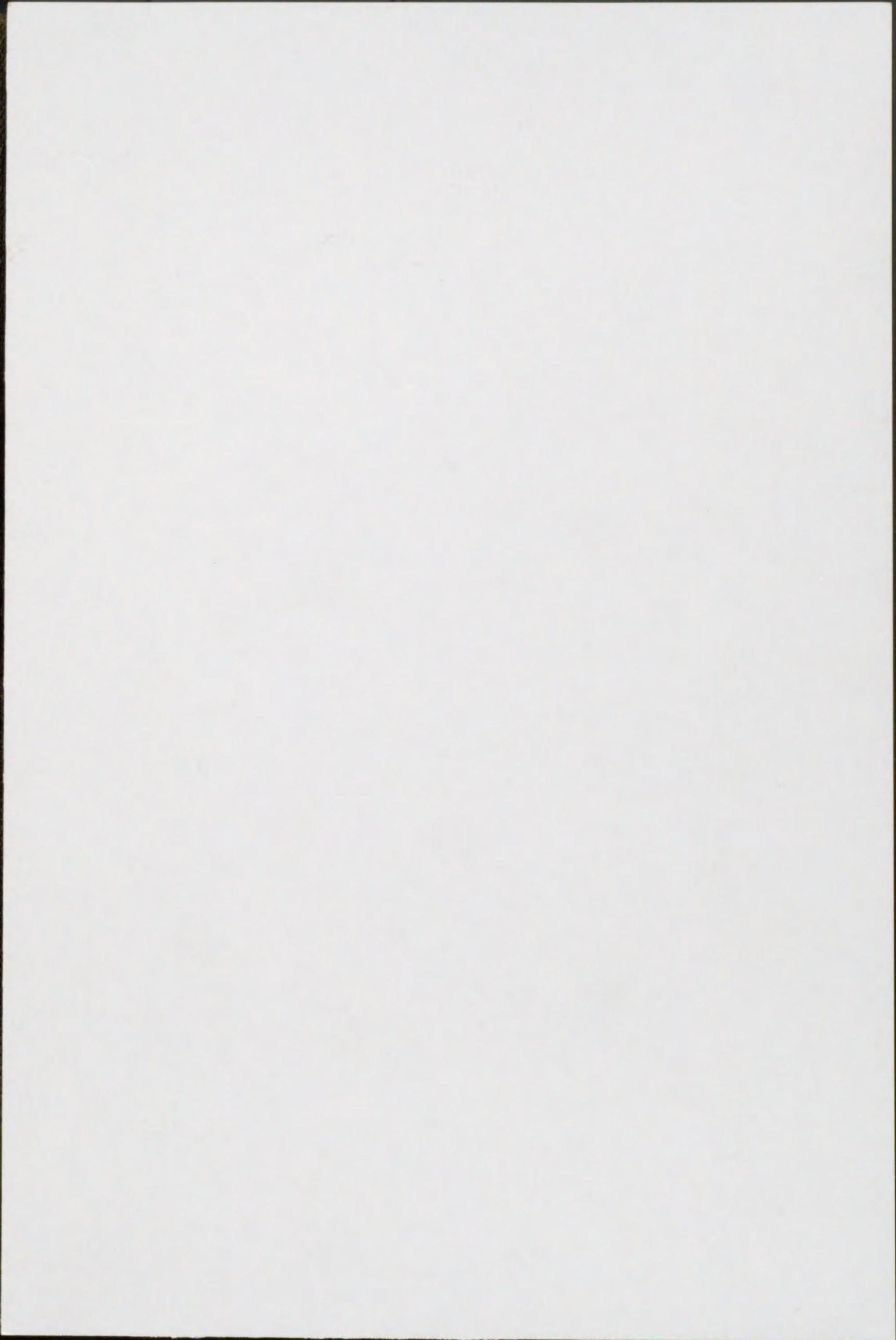



556-364



1200501511088

556
34





556

364

乃木希典



陸軍大將 河合

操 監修

宿利

重一 著



556

364



乃木希典

陸軍大將 河合

操監修

宿利

重一著



胸子





藏佐大瀬野

軍將木乃の門庫法

私を冥々の裡に激勵して此の小著を完成せしめた逝ける胸子が
東洋英和女學校小學部二年生時代に描いた鳥居のクレイヨン畫を
使用したのは、その靈を慰藉するためであるが、死後に神と崇敬
せられる乃木將軍を傳する拙著の扉に適當であらうと考へたから
でもある。——著者——



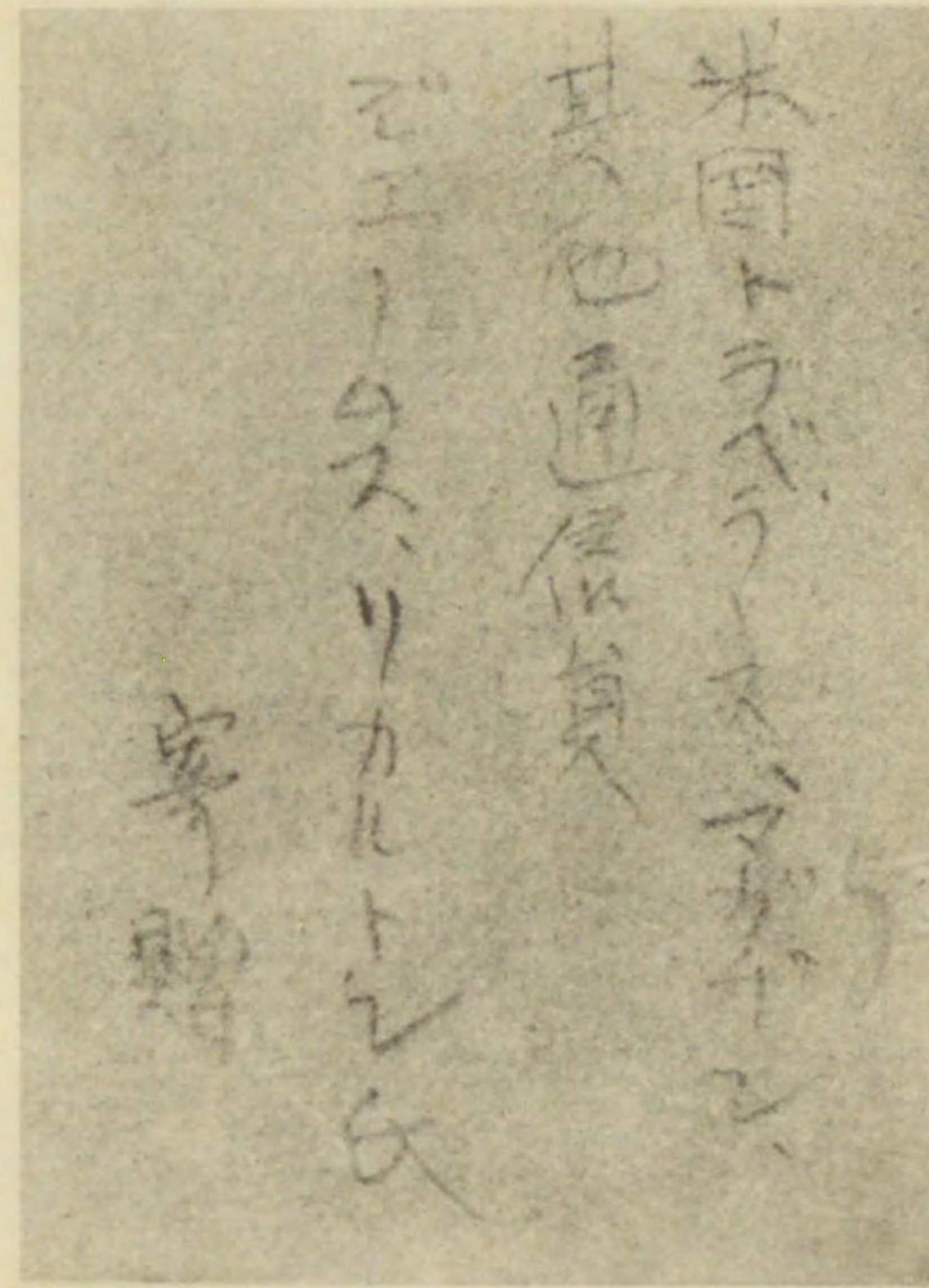
藏佐大瀬野

軍將木乃の門庫法

此の著者の著に於て此の小著を完成せしめた逝ける駒子が
東洋英和女学校が卒二年生時代に描いた鳥居のクレイヨン畫を
使用したのは、その畫を監修するためであるが、死後に神と崇敬
せられる乃木將軍を導くも徳義の所に適當であらうと考へたから
でもある。——著者——

然 靈 德 魏
 中 八 平 郎

郎八平郷東 爵伯 將大軍海帥元 辭題



以上の文字は表面
 寫真「法庫門の乃木
 將軍」臺紙裏に將軍
 自ら鉛筆を以て記述
 せしものである。

義一題



則義川白 將大軍陸 辭題

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '義一' and '題'.



至法從事

一義中田 爵男 將大軍陸 辭題

義一題



則義川白 將大軍陸 辭題

萬丹



古心

義則

照



則義川白 將大軍陸 辭題

萬丹



田中義一 留民 大軍總 續眼

序

予と郷閭を同じくせる宿利重一君、曩に『乃木静子』の著あり。陸軍主計監
 大津留重氏の推奨に依りて一讀せしに、乃木將軍夫妻及び親子の眞面目躍如た
 るものあり、感懐禁せざるの好著なり。蓋し該著は最も信賴するに足る資料に據
 り、且つ著者が眞に熱誠を以て執筆したるが爲ならずんばならず。

こゝに於て予は宿利君に『乃木静子』の夫婦篇たるべき乃木將軍傳の起稿を
 慫慂し、稿成るに従ひ通讀するに、世間未だ周知せられざる新事實を蒐集し、
 乃木將軍を正視し得べき良著『乃木希典』を得たり。予は監修者たるを光榮と
 するのみならず、江湖に推奨するを喜ぶ。聊か所感を述べて序となす。

昭和四年七月二十一日

河 合 操

序

軍神乃木將軍傳愈、出で、愈、世に歓迎せられ、其の世道人心に裨益する處多大なるは慶賀の至りなり。頃者、宿利重一氏著『乃木希典』を一讀するに、資料甚だ豊富にして出處頗る正確、未だ世間に公にせられざりし事實を數多く發表せるは、予の敬服に堪へざる處なり。

殊に本書に於て異彩を放てるは、將軍が獨逸に留學し、備に研鑽して歸朝せられたる後、當時の陸軍大臣の命に依りて起草せられし軍制改革に關する長篇の意見書是なり。これを今日に於て反覆するも、猶ほ畏敬に値す。明治二十一、二年の我が陸軍の變改期に如何に大なる貢獻をなしたるやを想ふべし。乃木將軍の意見書等が其の基礎となりて我が陸軍々制は完成し、以て二大戦役に優勝せるのみならず、我が國連の發展に資する處大なりしは、予の言を待たざるべ

し。この一篇を以てするも、宿利氏の『乃木希典』は類書中の權威なり。況んや又他に新事實を提供せること三、四に止まらざるをや。予は欣然として一言を本書に寄せ、その讀むるゝことも亦以て類書中の王座を占むべきを確信せんとす。

昭和四年七月十三日

陸軍大將 本郷房太郎

序

軍神乃木將軍ニ關スル既刊ノ著書ハ枚擧シ得サル程テアル。然シ其ノ内容ハ未タ充分ナラサルノ感アリ。然ルニ宿利重一氏ハ曩ニ「乃木靜子」ト題シ乃木夫人ノ眞面目ヲ忠實ニ描キテ出版シ、教育資料ノ好著述トシテ定評ヲ博シ、今又茲ニ同氏ノ熱烈ナル丹精ニ依リ、約二ケ年ノ日子ヲ費シ、資材ノ蒐集ニ努メ、實跡ヲ踏査シ、以テ眞ノ經歷、實績ヲ眞面目ニ描寫シタル寶典ヲ得タルハ、頗ル欣快トスル所テアル。特ニ河合陸軍大將ノ監修竝ニ乃木將軍ト深キ關係アリシ諸氏ヨリ特別ノ資料ヲ提供セラレタルハ、全ク著者カ誠心、誠意ヲ以テ忠實ニ乃木將軍ノ爲人ヲ描寫セシカ爲メニ外ナラサリシモノト信ス。

本書ハ眞ニ將軍ノ人格ヲ物語ル唯一ノ寶典ニシテ、實ニ明治ノ忠臣ニシテ、皇軍隆昌ノ基礎ヲ確立セシメタル偉大ナル人格者タル事ヲ知り得タリ。又將軍

ハ常ニ軍政上ニ於テモ、特ニ國家經濟ニ留意シタルカ如キハ、實ニ敬慕スル所ナリ。

本書ハ世道人心ノ修養ニ益スルコト又莫大ナルモノアリト信ス。茲ニ所感ヲ述ヘ序トス。

昭和四年七月九日

男爵 阪谷 芳郎

序

予東西古今の史を閲するに、武名赫々として一世を蓋ひ、勳業百代に垂る、もの屈指するに違あらずと雖も、未だ乃木將軍の如く、人格崇高にして良心の鋭敏なる、品性皎潔にして責任感念の痛切なる、而かも道義に對する感激性に富めるものあるを聞かざる也。

將軍は松下村塾に遊で、尊皇愛國の洗禮を受けしより以來、軍人として西南の役に、二十七八年役に武名を著はし、征露役の第三軍司令官として、臺灣總督として、學習院長として、其の職務に盡瘁し、明治天皇の崩御させ給ふや、身を以て其節に殉したる最後に至るまで、終始を一貫して、日本武士道の本領を失はざりき。將軍の如きは、其死を求めて善く其の死處を得たるもの。孔子の所謂仁を求めて仁を得たりとは、眞に將軍の謂也。

宿利重一君、平生乃木將軍に私淑し、曩に『乃木靜子』の著あり、頃者河合大將監修の下に『乃木希典』を著し、之を刊行せんとし、一言を卷首に辨せんことを需む。嗚呼將軍の人格、品性、及び其の心胸面目、君の筆に由りて紙上に躍出す。之を讀で發奮興起せざるものは、恐らくは日本男兒にあらず。今や我が日本は、思潮劇變の秋に際す。此書は乃木將軍の傳に過ぎずと云ふと雖も、武士道觀念を國民に鼓吹する典型として、其の効果豈に少小なりと云はん哉。

昭和四年七月中浣

蘇峰 徳富猪一郎識

序

財團法人魯庵記念財團が陸軍大將河合操氏監修、宿利重一著『乃木希典』の刊行に援助せしは、乃木將軍と寺内元帥の交情濃かに、相許すこと當ならざりしに起因するも、又他に所以なくんばあらず。

著者は夙に『乃木靜子』てふ好著を出し、人間乃木の眞面目を描寫し、靜子夫人が好個の内助者たると共に、複雑なる家庭裡に辛楚を嘗めたる徑路を記し、果然、乃木將軍傳に轉期を劃したるの士也。而して此處に更に銳意して乃木將軍と生前親しかりし人々に就て詳密に聽き、關係深かりし各地を歴訪し、新しき見地に立ちて起稿したるものなるがゆゑに、備に本書を検すれば、眞に本書に於てのみ了知し得べき幾多の珍らしき事實を公にせるを肯定せざるべからず。未だ本書の如く端的に乃木氏の面目を語りたるものなく、核心に觸れたるものなし。推して乃木將軍傳の白眉となすも不可なかるべし。

世間、乃木將軍の人格、生活を慕ふて刊行せらるゝの書籍多きも、神化し、偶像視し、後昆に其の誤謬、訛傳を事實なるかに傳へられんとする傾向あるを窃かに遺憾としつゝありし予は、本書に依りて快適に此の遺憾を一掃し、乃木將軍の全生涯を如實に知り得たるを満足す。これ財團法人魯庵記念財團が特に援助を惜まざりし所以なり。聊か事由を述べて序となす。

昭和四年六月二十九日

魯庵記念財團専務理事

伯爵 兒 玉 秀 雄

序

軍神乃木將軍の事蹟及遺烈は、永久に子孫に傳へて、我國民獨特の精神の涵養發達、立志處世の龜鑑たる至高の寶典たらしむべきものたるは、予の絮説を待たざる所なり。從來此の種の記事、著作、講談の類にして、世に公表せられたるもの頗る多きは誠に欣快に堪へざる所なるも、往々にして、將軍全生涯の一局部に偏し、或は將軍の眞人格を表示すること猶十分ならざるものあるが如きは頗る遺憾とする所なり。頃者、圖らずも、辱知陸軍主計監大津留重氏の紹介に依り、「乃木靜子」の著者宿利重一氏より、本書の稿成るを以て、予に其の内容の一讀を依囑せらる。

予は、明治四十四年、將軍が大命を奉じて、東伏見宮依仁親王殿下に隨ひ、英國皇帝戴冠式に參列せらるゝに方り、隨員を命せられ、歐洲を巡歴すること

約半歲餘の間、公私の儀式、船車旅泊、日夕常に將軍の謹嚴にして、慈愛に富める温容、警效に接する無上の光榮に浴し、更に、明治天皇の御大葬に際し、御大葬參列と、之れに引續き、大正天皇に「ガーター」勳章を捧呈せらるゝ爲、英國皇帝の命を受け、「アーサー、オフ、コンノート」殿下の來朝せらるゝや、將軍は大命を奉じて、其の接伴の任に當られ、予は、再び將軍に、犬馬の勞を捧ぐるの榮譽を荷へり。爾來欽仰敬慕措く能はず、遂に神去りまし、後、公務の餘暇、同志の需めに應じ、自ら進んで將軍の實蹟を傳ふるを樂しみと爲せり。然れども、固より偉大なる將軍生涯の片鱗だにも及ばざるは、予之を熟知せり。

因て、氏の著書に就き、薄識寡聞を顧みず、反復熟讀し、氏が將軍の事蹟を廣汎正確に調査することに、絶大の努力を拂はれたること、及び氏獨特の周緻雄健なる筆力を以て、讀者に對し印象を深刻ならしめ、常に、一種の信念と高

遠なる希望とを紙面に横溢せしめられたることを直感し、洵に現代の快舉にして、將軍の風貌躍如たるを覺え、將軍全生涯の記録として、將又世道人心に生きたる教訓を垂るゝものとして、廣く世に緡讀を推獎するの念轉た禁する能はざるものあり。

思ふに、既に神化せられたる將軍の忠誠、努力、功績、徳操、信念の高遠なるは、予の如き凡骨俗輩の到底仰視、推測を許さざる所なるも、我國民渴仰の的たる軍神の人格言動を、恰く深刻に偲ばしむるもの、蓋し本書の右に出づるものあらざるべく、其の坊間普通の傳記類に超越せるは勿論、世道人心に裨益し、老若貧富を問はず、翻然其の行爲に自覺を促し、且又溷濁せる思想界を革新して、健實なる發達を喚起する上に、絶大なる貢獻を爲すべく、斯の如くにして著者の眞意の貫徹せらるべきを確信し、敢て僭越を顧みず、所思を披瀝し、蕪辭を聯ねて序に代ふ。

昭和四年七月十一日

陸軍中將 吉 田 豊 彦

序

宿利重一氏ハ、予ト郷土ヲ同シクシ、且ツ同窓ノ友ニシテ、至誠高潔、氣慨ニ富ミ、特ニ傳記ニ長スルハ世ノ知ル處ナリ。而シテ氏ハ往年乃木家ノ姻戚ニ知遇ヲ受ケタル關係ヲ以テ乃木夫人ノ眞面目ヲ描寫シタル良著「乃木靜子」ノ著アリ。其内容ハ將軍夫妻及ヒ親子間ノ情義ヲ赤裸々ニ、熱誠ヲ以テ記述シ、讀ムモノヲシテ實ニ感慨無量、涕淚ヲ禁セサラシム。眞ニ婦人ノ修養ノ資タルノミナラス、又男子モ之レヲ閱讀スルノ緊要ナルヲ認ム。乃木將軍ト最モ關係深キ河合陸軍大將ハ、宿利氏ノ「乃木靜子」ヲ閱讀シ、資料ノ正確ト其ノ熱誠ヲ以テ大成セシ婦人ノ龜鑑トス可キ好著ナリト歎賞シ、著者ニ「乃木靜子」ノ夫妻篇トシテ「乃木希典」起稿ノ意アルヲ聞キテ贊同セラレ、又更ニ伯爵兒玉秀雄氏ハ本著述ニ贊同ノ意ヲ表セラレ、其ノ後援ヲ得ルニ至リタルヲ以テ、

著者ハ益、奮勵シ、以テ之レカ完成ニ努メタリ。

著者ハ本著ノ完成ヲ期セムカ爲メニ約二箇年ノ間、晝夜ヲ分タス東奔西走シ、大將ト知遇ノ將軍竝ニ親戚及ヒ縁故者ヲ歴訪シ、眞ノ實績及ヒ資料ヲ得ルニ努力シタルノミナラス、將軍ノ實跡ヲ精査、探究スル數箇月、滿洲ノ戰蹟、故郷ノ長府、舊任地ノ善通寺、閑居ノ那須等ヲ踏査シ、百方資材ノ蒐集ニ努メタル結果、幾多ノ好資料ヲ得タルノミナラス、未タ世間ニ知ラレサル貴重ナル材料中ノ重ナルモノ、即チ獨逸留學歸朝後時ノ陸軍大臣ニ提出シタル意見書、第一師團長時代ニ於テ陸軍服制改正ニ係ル意見書、東宮御學問所ノ創設ニ係ル立案、旅順攻圍中ノ陣中日誌等ノ如キハ、將軍ニアラサレハ成シ能ハサル無量ノ感ヲ起サシムルモノニシテ、實ニ將軍ヲ崇拜セサルヲ得サルノ感ヲ惹起セシムルモノナリ。是等ノ得難キ貴重ナル資材ヲ蒐集シ得タルハ、全ク著者カ獻身の努力ト誠心誠意、終始一貫シタル精神ノ結晶カ軍神ノ神意ニ達シタル結果ニ外

ナラント信スルモノナリ。

將軍ハ神去リタル偉人タルコトハ周知ノ所ナルモ、又本著ニヨリ大人格者ニシテ大偉人タルヲ知タルハ、實ニ慶賀ノ至リナリ。國民一般ヲシテ益、崇拜敬慕ノ念ヲ起サシムル唯一ノ寶典ナルモノト信ス。予ハ本書ノ發刊ヲ喜ヒ、著者ノ熱烈ナル最善ノ努力ヲ紹介センカ爲メニ聊カ所感ヲ述フ。

昭和四年七月二十四日

陸軍主計監 大津留 重

序文ニ代ヘテ

友人宿利重一氏、昨春、故乃木大將ニ關スル著述ノ意アルヲ聞キ、予ハ其ノ舉ヲ贊シ、大ナル期待ヲ以テ之ヲ迎フ。爾來同氏ハ東奔西走、大將ト相識レル將軍及ビ故舊ヲ歴訪シ、其ノ關知セラル、所ヲ聽キ、親戚、緣故者ニ依リ、乃木家及ビ大將日常ニ關スル事ヲ質シ、或ハ讃岐國善通寺町ニ大將第十一師團長時代ノ事ヲ究メ、或ハ旅順、奉天ニ大將歴戰ノ跡ヲ探リ、又山口縣長府町ニ乃木家及ビ大將少青年時代ノ事ヲ審ニシ、若シクハ野州那須ノ別墅ニ大將閑居當時ノ事ヲ調査スル等百方資料ノ蒐集ニ努メ、探查追究到ラザルナク、事實ノ正確ヲ期シ、終始一貫、獻身ノ努力ヲ以テ編纂ニ從事シ、這回稿ヲ脱スルニ到ル。卷ヲ緝ケバ、記事正確、能ク其ノ真相ヲ究メ、嘗テ世ニ知ラレザル事ヲ叙シ、或ハ世間誤リ傳フル所ヲ正シ、且ツ人間トシテ大將ヲ解説スルコト赤裸々

ニシテ、幾多ノ手簡、文書ヲ引用シ、以テ其ノ實狀ヲ竭シ、克ク大將ノ生前ヲ
髣髴タラシム。就中大將ノ絶筆トモ見ルベキ「所レ貴ニ於土ニ者、以其知レ時也」
：」ノ文書、福原大佐ト乃木少佐ノ間ニ交換セラレタル書簡及ビ獨逸留學歸朝
後其ノ筋へ具申ノ意見書竝ニ東宮御學問所ノ創設、陸軍服制ノ改正ニ關スル意
見書ノ如キハ、未ダ之ヲ開示セルモノナク、共ニ大將ノ言行ヲ想察シ、其ノ心
事ヲ窺知スルニ最モ貴重ナル資料タルヲ失ハズ。福原大佐ニ答へタル乃木少佐
ノ信書ハ、言々句句肺腑ヨリ出デ、士魂ヲ以テ士道ニ應へ、情ヲ以テ情ニ報フ
ルモノニシテ、讀デ泪ナキ能ハズ。獨逸留學歸朝後ノ意見書ハ、軍紀ノ作興維
持及ビ團結ノ鞏固ヲ力説シ、軍隊ノ練成、將校ノ教育、人材適用等ニ及ビ、創
設日尙ホ淺キ我が陸軍ノ軍制改善上ニ寄與セシコト甚ダ多キヲ想ハシムルノミ
ナラズ、復タ以テ大將後半生ニ於ケル乃木式生活ノ由テ來ル所以ヲ知り得可シ。
又陸軍服制改正意見書ニ在リテハ、動員及ビ戰鬥ヲ目標トシ、説ク所精細ニシ

テ剴切、軍容ノ整備、威嚴ノ保持等大將ヲ偲バシムルモノアリ、且ツ師團長ニ
シテ自ラ之ヲ起案、執筆セラレタル心境、當サニ奉公ノ道、些ノ懈怠、忽諸ヲ
許サバルモノアルヲ窺ハシム。若シ夫レ東宮御學問所ノ創設意見書及ビ絶筆ニ
到リテハ、言フモ畏ク、又意滿チテ筆及バズ、奉仕ト斷行、唯大將ニシテ此ノ
事アルベキヲ思へバ、感慨殊ニ深シ。更ニ卷末「軍神餘影」ノ部ハ、記スル處
人間味ニ富ミ、大將ノ人事ニ對スル興味津津々タルモノアリ。特ニ兒童ニ對シ、破
顔一笑、之ニ接セラル、ノ時、其ノ態度ト其ノ目、今尙ホ牢記シテ忘レ難ク、
卷ヲ閉ジテ瞑目スレバ、故人ノ幻影爲ニ明ラカナルヲ覺ユ。而シテ予ハ本書ヲ
通ジ、人格ノ完成ハ、其ノ環境ト修養ニ俟ツ處甚大ナルモノアルヲ認ム。
本書ニ對シ、河合大將閣下ノ之ヲ監修セラレタルハ、錦上更ニ花ヲ添ユルモ
ノニシテ、又正ニ本書ノ價值ヲ認メシムルモノナリト信ズ。著者序文ヲ需ムル
事切ナルモ、予ハ固ヨリ其ノ器ニ非ラザルノミナラズ、烏滸ノ沙汰ニシテ、之

レニ應ズ可クモ非ラズ。乃チ序スルニ非ラズ、本書ノ發刊ヲ喜ビ、著者ノ眞劍ナル態度ト熱誠ナル努力ニ對シ敬意ヲ表センガタメ、敢テ所見ノマ、禿筆ヲ弄スルノミ。不文赧然。

昭和四年七月十五日

陸軍出身當初ノ師團長タリ
シ將軍ノ訓化ヲ想起シツ、

野 瀨 秀 彦

自序

往年私が「大將夫人乃木靜子」を公刊して以來、頻りに「乃木將軍傳にペンを執るように」ミ先輩知己に勸説せられたが、その資質なきものにして「執筆しようか」ミすらも考へなかつた。然るに胸子——私の長女——が、大正十五年七月十一日、東洋英和女學校小學部三年生在學中に他界してからは、何ミなしに乃木將軍の心事も分るやうな氣持ちになつた。そして私は舊著「乃木靜子」に改訂を試み、同年十月、男爵阪谷芳郎、永田秀次郎兩氏の清援に依つて新に「乃木靜子」を刊行し、逝ける胸子を記念するために、全國の女子師範學校並に官公立高等女學校に各一部を寄贈した。

人間ミしての乃木將軍夫妻の眞面目を忠實に描くこゝが舊著「乃木靜子」の旨趣であつたが再訂の拙著「乃木靜子」を讀んだ人々は、更に力強く「この調子で乃木將軍傳に著手せよ」ミ慫慂するのであつた。長女の死から失望の裡にあつた當年の私は、「乃木靜子」の夫婦篇ミし

て「乃木希典」にペンを執るに、機會であるに感じ、意大に動いたが、猶ほ熟考した。私は約半ヶ年を熟考し、漸く「最善を盡して執筆しよう」と決心するに至つたのである。

かう云ふやうにして昭和三年二月以來、總てを放擲して私は起稿のことに従つたが、同時に、郷閭の大先輩であり、乃木將軍の信頼深かつた陸軍大將河合操氏は小著の監修者たることを應諾せられ、伯爵兒玉秀雄氏は其の主管する財團法人魯庵（寺内元帥）記念財團より援助されることになつたのみでなく、關東長官木下謙次郎氏は旅順を訪ふ便宜を與へられた。感激を以て材料の蒐集に努め、構想も略ぼなつたので、私は九月より十月に涉つて旅順に遊び、歸途、長府町に乃木將軍の親友中の親友であつた桂彌一氏を訪問し、秘藏せられる夥しい資料を漁り、談話を聴く機會を恵まれたことは、私の深謝する處である。

長府町を辭去して讚州に到り、乃木將軍が第十一師團長時代に假寓した頃の真相を金倉寺の院家に質し、更に桃山、那須、その他を巡歴したが、私の念願は殆んど達成せざるなく、歸京の後には、子爵小笠原長生氏の厚旨に浴して乃木將軍が心血を注いで起草した皇孫（後

の東宮）御學問所創立の草案を得たが、又更に玉木家に故將軍の秘篋を討ね、獨逸から歸朝し、時の陸軍大臣の命令に依り、將軍自ら起稿した意見書を發見し、旅順攻圍中の陣中日記をも入手するを得、豫期に副ふて拙著「乃木希典」は完成した。

ここに拙著「乃木希典」は完成し、公刊することになつたが、何の事由あつて此の小著を私は起草したか。聞けば、既刊の乃木傳は百種を越えるといふ。左様に夥しく流布しつゝ、ある乃木傳に拙著「乃木希典」を伍せしめることは、屋上屋を添架するに過ぎぬとせられるであらう。併し今日までに出た多數の乃木傳の中に乃木將軍の眞面目を描寫し得たるもの幾種がある。誤謬、訛傳を其のまゝに踏襲したもの、徒に誇張したるもの、非賣品として頒布せるもの、中から窃かに材料を取つて伶俐に配列せるもの……が從來の乃木傳の十中九以上を占有し、乃木傳は刊行せらるゝこと多きにか、はらず、信憑し、熱讀に値ひするものが非常に少かつたのも事實である。

勿論、この缺陷を補ふて「信憑し、熱讀に値ひする完璧の乃木傳を起草した」も私は僭稱するドンキ・ホーテでないが、少くも拙著『乃木希典』の刊行に依つて明快に乃木傳に轉期を劃せしむるこゝになつたのは、私が高調せずとも、力強く拙著『乃木希典』の内容が之を證明するであらう。私は斷言する、殆んど百種を越ゆる既刊の乃木傳は拙著『乃木希典』に依つて訂正せねばならぬこゝになつたのみでなく、將來の乃木傳も拙著『乃木希典』に依るにあらざれば完成し能はぬこゝ。

乃木希典てふ人物には未だ多數の掘らねばならぬ斷面があつたにか、はらず、今日まで誰も克明に掘らうとしなかつた。幼年時に泣蟲か、弱蟲か云はれてゐた少年が如何にしてスチールのやうな人になつたか、文學を以て一家をなさうとした青年が何の事由から陸軍に出たか、そして如何なる推輓者があつたか。頻りに酒盃に沈溺しつゝ、あつたものが獨逸から歸つて生活に激變を示したのは抑、何のためか。……こゝに云ふやうな疑問は、乃木氏の傳記に夙

に闡明せられてゐなければならぬにか、はらず、今日まで誰も探討しようとしなかつた。更に忌憚なく云へば、上面撫的の乃木傳があつても、乃木將軍の眞面目を端的に描いたものは稀有であつたのである。

かう云ふやうな缺陷、遺漏を拙著『乃木希典』が總て充填してしまつたに放言するものではないが、乃木將軍の新生面を打開し、未だ掘返されなかつた斷面にシャルを入れて夥多のものを齎したこゝは私の矜持し、欣快する處である。私をして異色ある乃木氏の斷面を掘る自由の機會を與へられた人々も少くないが、就中、桂彌一、河合操、兒玉秀雄、木下謙次郎、小笠原長生、白井二郎、玉木正之、御堀傳造、野瀬秀彦の諸氏に河合將軍及び兒玉伯爵に私を推獎せられた中學（大分縣立大分中學校！）の先輩たる陸軍主計監大津留重氏に對しては、特に感謝の意を表明せねばならぬ。私の業績の大部分は、各位の厚い配意に依るものであるからである。

曩に再訂の拙著『乃木静子』を刊行して人間乃木の眞面目を描寫し、今、又私は此の『乃木希典』を
公刊して乃木氏の斷面を深く掘返したが、私に名狀し難い激勵となりしものは、逝ける胸子の姿であつ
た。胸子若しあらば、胸子若し今日ありしならば、小學の六年生であり、十三になつてゐるが……。併
し兒玉伯の斡旋に依つて拙著『乃木希典』は、全國の官公立中學校に各一部を寄贈し得るので、地下に
於て胸子も必ず微笑しつゝあるであらう。

昭和四年七月十一日

——逝ける胸子の三年忌に——

宿利重一識

凡例

一、この小冊子に乃木將軍の全生涯を詳叙することは、勿論、不可能でもあるが、最初から私の所期は、
乃木氏をスチールのやうに鍛鍊した其の周圍——父母、舊師、先輩——を記し、陸軍に出る徑路を知る
ことが第一で、第二には歩兵第十四聯隊長から獨逸留學を中心點とし、第三には臺灣竝に善通寺時代に
至り、第四に旅順攻圍戦を概観し、次いで第五には奉天戦から凱旋に及び、最後に逸話を集めるにあつ
たが、私の所期は殆んど達成した。この小著を私は満足を以て公刊し、確信の下に一人にでも多く通讀
せられることを望む。そして乃木將軍に對する觀念が正しきに奔流することになれば、私の所期の總て
は達成する。

一、乃木將軍を玉成するに至つた父母に就ては、既に世間に傳へられてゐるが、希次と云ふ人物のユモラ
スな半面、壽子と云ふ女性の眞面目の記述は甚だ透明を缺いてをたにかゝはらず、この小冊子で望蜀
の歎はなくなつたと確信する。併し舊師としての玉木文之進の全豹が未だ十分に明かになつてゐないの

は遺憾である。吉田松陰の師であり、乃木將軍の恩師である玉木翁の爲人の闡明のためには、私も將來に於て微力を盡したい。今少し知られてゐなければならぬ人物が十分に知られてゐないのは恨事で、私は整理せざるを得ないのである。

一、御堀耕助、福原和勝、黒田清隆と云ふ人物が如何に乃木氏の玉成に力となつたか、この断面は未だ掘返されてゐなかつたが、私は片々たる小冊子ながらも、拙著の中に力強く其の資縁を述べた。福原氏と乃木少佐との往復文も味讀に値し、「獨逸行」中の乃木少將の意見書は、この小冊子の核心をなすものであるが、「旅順攻圍戰」中の將軍自ら手記せし陣中日記と共に再誦を乞ひたい。熟讀するものには、端的に乃木氏の面目が明かになり、「乃木希典」てふ人物が鮮かに諒會せられるからである。

一、この小冊子を完成するため、私は乃木將軍と公私の關係深かつた人々を訪ふたが、乃木家の近親にあつては、小笠原キネ、長谷川イネ、陸軍砲兵中佐玉木正之、白須直、同マス子、海軍大佐御堀傳造、陸軍工兵大佐野瀬秀彦、同フミ子、長谷川榮作の諸氏であり、乃木將軍の友人中にあつては、桂彌一、高嶋北海、陸軍少將林鍊作の諸氏であり、又部下たりし人々の中にあつては、陸軍大將河合操、海軍大

將黒井悌次郎、海軍中將子爵小笠原長生、陸軍中將摺澤靜夫、陸軍中將白井二郎、陸軍中將渡邊満太郎、陸軍中將河西惟一、陸軍中將和田龜治、陸軍中將吉田豊彦、陸軍少將出石猷彦、陸軍少將大川盛行、陸軍少將津野田是重、陸軍騎兵大佐橋本虎之助、陸軍歩兵中佐伯爵山田英夫、陸軍歩兵少佐猪谷不美男の諸氏であつた。

一、又更に元帥海軍大將伯爵東郷平八郎、陸軍大將本郷房太郎、陸軍大將大庭二郎、陸軍中將男爵山内長人、海軍中將男爵坂本俊篤、陸軍中將松木直亮、陸軍軍醫總監平井政道、陸軍少將伯爵寺内壽一、伯爵乃木元智、維新史料編纂官村田峰次郎、陸軍少將山口圭藏夫人、山本勝二、湯目補隆、許田英作の諸氏にも負ふ處少くなかつたが、關東長官秘書官安藤明道、關東廳理事官富田啓吉、金州民政署池田公雄、河野占男、滿洲戰蹟保存會佐伯彌平、忌宮神社宮司鳴瀬嘉貞、乃木舊邸國弘清吉、長府圖書館濱野段助、陸軍二等主計正石川半三郎、金倉寺院家松岡俊雄、陸軍歩兵大佐武島嘉三郎、海軍中佐古田中博の諸氏の好意にも接した。こゝに深く感謝の意を表明する。

一、この小冊子に材料を惠まれた各位には、原則として草稿の閲覽を乞ふか、或は印刷に際して初校、再

校に就て校訂を求めらるゝしたが、陸軍大將河合孫氏の監修と共に、陸軍中將吉田豊彦、陸軍主計監大津留重、陸軍工兵大佐野瀬秀彦の三氏は、全部に涉つて校閲の勞を愛惜せられなかつた。こゝに重ねて敬意を致したい。

一、この小冊子の記事に用ひたテンス(時)は昭和四年七月十九日現在である。

昭和四年七月十九日

著者識す

目次

自刃前の思出で	二一—六一
大凶報に接して	二
櫻田門外の黙想	九
電話室を中心に	一五
最後の決心成る	一九
暗に系圖を示す	二五
皇儲殿下に永訣	三一
東宮御學問所も	三六
豫感ミ静子夫人	四三

前夜に詩の鑑賞……………五五

年譜……………六二—七九

希次と妻壽子……………八〇—一三一

長府第一の人物……………八〇

穎脱の稚齋時代……………八八

人間味は豊富に……………九三

試煉にも堪へて……………九八

子供に國境なし……………一〇七

貧乏のドン底に……………一一二

再び春光は輝く……………一一七

我子の家庭教育……………一二二

内助者の典型は……………一二六

玉木先生と御堀氏……………一三二—一八一

香崖翁と熊野氏……………一三二

試膽會の選手に……………一四三

白軍司令として……………一四八

憧憬の松下村塾……………一五三

玉木文之進とは……………一五八

心身健かに成育……………一六四

雋秀の御堀耕助……………一七〇

陸軍少佐に任ず……………一八二—二三七

明倫館に入學す……………	一八二
名を文藏と賜ふ……………	一八七
武人生活の展開……………	一九六
御堀に諭されて……………	二〇三
巨人成長の途へ……………	二一三
京都退去の密議……………	二一八
炯眼の黒田清隆……………	二二七
歩兵第十四聯隊長……………	二三八—二九七
弟妹をも東京へ……………	二三八
新居は月賦建築……………	二四三
風鑑者は何處?……………	二四九

敵には同門の士……………	二五四
福原大佐の詰責……………	二五八
弟仆れ師自殺す……………	二六八
薩南の健兒起つ……………	二七三
野戦病院の珍客……………	二七八
父逝くの報にも……………	二八八
獨逸行……………	二九八—三七三
憂鬱の人として……………	二九八
静子夫人を迎ふ……………	三〇五
立關に缺禮告示……………	三一二
熱望の歐羅巴へ……………	三一七

努力の一年有半	三二二
精采奕々の文字	三三八
更生の第一歩へ	三五三
乃木式生活とは	三五八
この人を正視す	三六五

臺灣總督

兒玉次官の強要	三七四
意外の話なるも	三八一
賢母の鑑として	三九〇
不朽に輝く事蹟	三九六
潔癖の人として	四〇四

悲しみも激勵に	四一〇
山縣伯爵の慰諭	四二〇

善通寺時代

善通寺時代	四二六—四八五
平常の戦時生活	四二六
不時に巡視して	四三二
静子夫人の訪問	四三八
元旦の午前三時	四四五
淡々水のやうに	四五一
雪中山嶺の祝宴	四五九
自ら焼石を握る	四六五
濫情の人として	四七〇

灼熱せる責任感……………四八〇

旅順攻圍戦……………四八六—五八九

御信任は無限に……………四八六

勝典先づ戦死す……………四九二

赤痢ミ軍司令官……………四九八

悪戦し苦闘して……………五〇六

「一舉終屠旅順城」……………五一四

主將の陣中日記……………五二一

保典も亦陣歿す……………五三六

更に日記を見よ……………五四八

難攻不落の砦も……………五五八

名畫を描くもの……………五六八

柳樹房の日々は……………五七七

敵前に暴露して……………五八三

奉天戦—凱旋……………五九〇—六四七

更に北征の途へ……………五九〇

乾坤一擲の快戦……………五九九

「死！」を必期して……………六〇七

武士道を如實に……………六一四

法庫門ロマンス……………六二三

記念の凱旋軍歌……………六三三

熱淚裡に復命す……………六四〇



(照參頁八一六二四)像肖選自軍將木乃

軍神餘影……………六四八—七〇四

第一印象は眼に……………六四八

好々爺のタイプ……………六五三

ユモラスの一面……………六五九

「半神半鬼」の道中……………六六八

盛宴のレコード……………六七三

「丁字鋏頭」に題す……………六八〇

支那馬車に乗る……………六八九

赤十字病院にて……………六九六

自刃前の思出

◇大凶報に接して

天皇陛下御遺例 天皇陛下ハ、明治三十七年末頃ヨリ糖尿病ニ罹ラセラレ、次テ三十九年一月末ヨリ慢性腎臓炎御併發、爾來御病勢多少増減アリタル處、本月十四日、御腸胃病ニ罹ラセラレ、翌十五日ヨリ少々御嗜眠ノ御傾向アラセラレ、一昨十八日以來、御嗜眠ハ一層増加、御食氣減少、昨十九日午後ヨリ御精神少シク恍惚ノ御状態ニテ、御腦症アラセラレ、御尿量頓ニ甚シク減少、蛋白質著シク増加、同日夕刻ヨリ突然御發熱、御體溫四十度五分ニ昇騰、御脈百〇四至、御呼吸三十八回、今朝御體溫三十九度六分、御脈百〇八至、御呼吸三十二回ニシテ、今朝午前九時、侍醫頭醫學博士男爵岡支卿、東京帝國大學醫學科大學教授醫學博士青山胤通及ヒ東京帝國大學醫學科大學教授醫學博士三浦謹之助拜診ノ上、尿毒ノ御症タル旨上申セリ。

何たる凶報であらう。この大凶報が官報號外——明治四十五年七月二十日——を以て發表せられると共に、間髪を容れず、諸新聞は號外に依つて速報し、「天皇御不豫！」の報は、青天に於ける霹靂のやうに、異常に我が國民を驚かした。全く凶報に接した刹那には、誰も

言葉さへ出でず、哀愁に塞され、天日ために暗いやうな氣持に襲はれた。今にして當時を考へても、猶ほ胸迫るものが沁々感ぜられる。その日の記憶がまざんこ甦るのである。

「天皇御不豫！」の痛ましい報道を乃木將軍が接受したのは、横須賀ステーションの驛頭に於てであつた。かう云ふ凶報が公にせられよう前知し得る道理もなく、この日豫定のやうに海軍機關學校の卒業式に參列した將軍は、式後、吉田氏—庫三—を訪ふた。吉田氏は松陰の甥で、當時は同地に中學校長であり、不便な不入斗に住んでゐたが、そこを訪ふた將軍は、談に興味を感ずるこゝに異常なるものがあつたのであらう。殆んど徹夜して語り、翌朝を以て沼津の水泳場に出發した。沼津の桃郷には學習院の水泳場が前月を以て竣工し、七月二十一日から開場するこゝになつてゐたので、將軍は夏休みになるこゝに、こゝで多數の學生達に活潑に、理想的の施設の下に水泳を始めるこゝになつてをつた。殊に片瀬から此の沼津に學習院の水泳場を移設したのは、深い將軍の考へからで、片瀬に於ける設備が漸く狹隘を告げた、めでもあるが、年々餘りに避暑のために客が蝟集し、淳朴の風も次第に失はれる

ので、將軍は特に沼津を選び、桃郷に水泳場を新設することにした。前年の春から著手し、屢々自ら出張して工事を監督したのみでなく、周到な注意の下に建設した水泳場であるがために、必ず將軍は會心の笑を抑制するこゝが出来なかつたであらう。

そこでは管に水泳のみならず、學課の教授をも行ひ、自習をなさしめ、圖書館さへ設置するこゝ云ふやうに、心身の鍛錬をするこゝ共に、完備した寄宿舎の生活に依つて協同の大精神を發揮せしむるこゝ云ふ本院に於ける方針と變りがなかつた。若し村度を許すならば、學習院長——教育家としての乃木將軍の大理想が具現し、完成の日に近接しつゝあつたものを見るべきであり、華族の子弟に、更生の第一歩をスタートせしむるものであつた。看做すも妨げない。それだけに將軍は大きな期待と希望を抱いて沼津に向つたこゝに、想像せられる。かう云ふやうに記述するのみでも、少し前屈みになつて、劍を左手に握り、處女のやうに横須賀ステーションの驛頭に起つた將軍の姿が髣髴として浮ぶ。爽やかな朝風に顔を自由に弄らせながら驛頭に立つた將軍の快い心緒を察したもののは、

この日が日曜であるにもか、はらず、通常禮裝の夥しい海軍士官が憂はしさうに汽車を待つてをる光景であつた。尋常事でない直感した將軍は、その中の一人に、

「今日は何ですか？」

と問ふた。問はれた士官も、そこにゐる他の人々も、不思議さうに將軍を成つてゐる。そして反對に、

「……未だ閣下は御存じないので御坐いますか？」

と問ふのであつた。その様子に聊か躊躇つた將軍は、凝り相手を見て言葉がない。聽て士官は恭しく、聖上の御不豫であらせられるこゝを將軍に告げ、今、天機を奉伺するためには汽車を待つてをるものであるこゝを可憐に語つた。昨夜を吉田邸で快談し、何事も承はつてゐない將軍は、文字通り恐懼し、悲痛の色は刹那に認められた。何事も名状し難い表情が痛ましく見受けられたのである。

「天皇御不豫」が公にせられると同時に、學習院でも「院長は……？」と云ふので、直

ちに新坂の乃木邸に電話した。静子夫人からは、

「何時でも出ます場合には、必ず出先きを申してまゐらぬことはないので御坐いますが、今度は横須賀から何處へまゐりましたか。その事を申残してまゐりませぬので、實は私共でも困つてゐます」

この返事であつた。勿論、横須賀に將軍の行かれたことは明了してゐるが、そこに泊つたか、或は沼津に行つたか不明である。こゝに於て電話で、横須賀、沼津の警察署に四、五の旅館に問合せたが、何處にも乃木將軍はゐなかつた。消息が知れぬので、明朝を以て沼津に行くべき生徒を如何にすべきか——こゝに於て、學習院の人々は感ふた。そこで、

「生徒は豫定通り沼津に參らせることに致したもので御坐いませうか、それとも中止いたしませう？」

こ留守邸の静子夫人に意見を求めた。この事を突如として問はれた夫人は、些の逡巡する處もなく、

「……甚だ差出がましい御挨拶では御坐いますが、陛下の御不例で御坐いますので、御中止に御願ひ致します」

こ答へ、且つ「それが若し不可ませぬやうで御坐いましたら私が責任を負ひますから……」この言葉をも添へた。そこで學習院では、取急ぎ生徒の宅に電話、又は速達で中止を報じ、自邸に於て謹慎すべきことを命じたが、二十一日の早朝から係の教授は新橋ステーションに出張し、中止を知らず集合する生徒に一々其の理由を述べて引取らしめることになつたのである。

さう云ふことを一切知らぬ將軍は、今、突如として横須賀ステーションで凶報に接した。この凶報は我が國民に取つて悲痛に響いたが、殊に將軍に取つては名状し難いものがあつた。凶報を耳にした刹那には、將軍自らも心臓の働きが一時に休止し、全身の血が凝結したのではないか——こも感じ、足は一步も出ることが出来ぬやうに硬直してしまつたであらう。若し餘人であつたならば、或は卒倒したかも知れぬ。併し將軍は靜かに瞑目し、陛下の

御快癒を祈念するのであつた。そして定刻に「東京行」の汽車に乗り、歸途に就いた。

沼津に行くべかりし將軍は、これを中止して「東京行」の列車に投じた。車中の人みなつた將軍は、劍に兩手を置き、前屈みに體をさへて物思ひに耽るのであつた。瞑目して靜かに往事を追へば、萬感は胸に徂來する。殊遇を忝ふした陛下！陛下のために總てをさげして今日に至つた決意……云ふやうに、老いたる我が將軍の感懷は、殊に切實なるものがあつた。昨日遅く官報に依つて發表せられた處では、陛下の御容態は絶望を申すべきでなく、普通の御不豫であるらしくも拜察せられるが、悲しい文字が列ねられてゐる。將軍は何ごなしに發表の總てが不安に堪へず、端的に「萬々一のこごがありはせぬであらうか」この豫感に脅かされた。限りなき不安と焦燥を包んだ將軍は、石のやうに沈黙して東京に急ぐのであつた。

列車は急ぐ。常の速度を變りなく汽車は疾走してゐるにも拘はらず、今日のみは構須賀と東京との間が千里にも感ぜられる。そして沿道の不安に塞された氣分が老いたる將軍を打つ

のであつた。「天皇御不豫！」の凶報に接するに同時に、我が國民は驚きと哀愁に包まれながら、陛下御惱の一日も迅速に恢復させ給ふやうに、家庭内にあつても、神社、佛閣に於ても、赤心を籠めて祈念せざるはなく、次の發表を待つ至情は、何ごも形容し難い氣分を化し、その氣分は誰にも力強く感ぜられたからである。

◇ 櫻田門外の黙想

將軍の乗つた列車は新橋驛のプラットホームに豫定のやうに入つた。併し平常のステーションに見るここの出来ぬものがあつた。「天皇御不豫！」を發表せられたるがために、降るものも、乗るものも、而して迎ふるものも、送るものも緊張し、此の騒がしさがなく、ステーションに通有の賑かな氣分は全く見受け得なかつた。回想すれば、明治四十五年七月二十一日から三十日に至る期間に於けるやうに重苦しい氣分に包まれたこごはない。この年は暑氣も酷しかつたが、「天皇御不豫！」の報道が不可言の壓力を以て國民に迫り、それが際涯なく

不安に焦燥を加へしむるこゝになつたからである。

石のやうに沈黙した老將軍は、新橋ステーションに著いた。そこには學習院の人々が未だ生徒の處置に忙しかつた。迎へられた將軍は報告を受けて「それは結構ちやつた、ありがたう。儂は參内するから……」と挨拶し、驛頭から直ちに參内した。天機を奉伺した將軍は係りの大官から、陛下の御容態を拜承したが、何たる不幸であらう。この日の陛下の御容態は將軍をして此の心安さを感じしむるものになつたのみでなく、突如として横須賀ステーションの驛頭に於て接受した驚きと哀愁を減ぜしむる何物もなかつた。憂鬱になつた老將軍は、悄然として退下し、黙々として自邸に入つてからも、只管に謹しみ、御惱の速かに平癒させ給ふやうに祈念するのみであつた。

將軍は營に自邸に在つて祈念するのみでなく、朝夕參内して天機を奉伺し、又他を顧みやうとしなかつた。將軍が馬か、腕車で參内する時、焼くがやうな炎暑をも厭はず、宮城前の廣場には何萬人てふ赤子が集まつて、砂利の上に正座し、肅然として陛下の御惱速か

に恢復させ給へし祈念してをる涙ぐましい光景が映ずる。この光景は全國的に展開してゐる。多感の老將軍に忠誠あふる、此の光景が争で看過し得られよう。感激と涙があつた。そして自らも全靈を捧げて、陛下の御回春を神々に祈つて餘念なかつたのである。

「陛下の御容態の一進、一退に依つて希典の様子が變ります。その痛々しさが察せられるので、近頃は火のきえたやうに私共は寂しい日々を過してゐます」此附近者に靜子夫人が語つたのも亦此の頃のこゝであるが、老いたる將軍……否、將軍のみでなく、我が國民の總てが祈念した效もなく、日々に公にせられる陛下の御容態は、御恢復の望甚だ乏しいものであるこゝを何人にも思はしめた。哀愁のドン底を彷徨するやうなこゝのみであつたのである。

見よ、刻々に公にせられる報告を。何れも國民をして愁眉を開かしむるものがない。二十四日には「……御總體ニ於テ少シク御疲勞ノ度ヲ加ヘサセラレ、稍々御安靜ナラザル状態ニアラセラル」を發表せられ、二十六日には「……御總體ニ於テ御衰弱ハ昨日ヨリ少シク御

増加アラセラル」ミなり、二十七日には「……御總體ノ御模様ハ昨日ニ比シ多少御緩和ノ様
ニアラセラル」ミ報告せられたにも拘はらず、二十八日の數回に涉つて發表せられた御容體
は「……御全體ニ御瘳變アリ、甚ダ御危險ノ御状態ニアラセラル」ミなり、又更に「……御
危險ノ状態ハ依然トシテ御持續アラセラル」ミ絶望に等しい文字が列ねられてをる。

七月二十九日には、三回に涉つて絶望を語る悲痛な御容態が發表せられたが、更に翌日に
は「昨二十九日午後八時頃ヨリ御病狀漸次増悪シ、同十時頃ニ至リ御脈次第ニ微弱ニ陥ラセ
ラレ、御呼吸ハ益々淺薄トナリ、御昏睡ノ御状態ハ依然御持續アラセラレ、終ニ今三十日午
前零時四十三分、心臟麻痺ニ因リ崩御アラセラル。洵ニ恐懼ノ至リニ堪ヘス」ミ岡侍醫頭以
下の名で最後の拜診の経過は公にせられたが、同時に宮内大臣伯爵渡邊千秋、内閣總理大
臣侯爵西園寺公望の連署を以て「天皇陛下今三十日午前零時四十三分崩御アラセラル」ミ發
表した。

「陛下の御惱速かに平癒あらせ給へ」ミ祈念しつ、あつた乃木將軍の願ひは、七千萬の同胞

の望みと同時に、全く水泡に歸してしまつた。斯く公表せられる前から參内し、控室に在つ
て祈念しつ、あつた將軍の耳に、突如として囁くやうな氣配がする。物憂げに眼をひらけ
ば、主馬頭の藤波子爵一言忠言がたつてをる。而して言葉は聞えぬが、將軍に「來れ！」ミ
差招くのであつた。急いで參入すれば、そこには侍從長徳大寺公の蒼白く、恰も死人のやう
な姿があつた。陛下の御容態が絶望に決した刹那、徳大寺公は藤波子に、

「この事を一刻も早く乃木にのみは知らせよ」

ミ耳語したので、藤波子は控室に在る將軍を伴ひ、神去り給ふ。陛下の御病室に伺候し、
面りに最後の御拜訣を差許した。何たる光榮、そして悲痛の極みであらう。「陛下終に崩
御あらせらる！」ミ承はつた將軍は、瞬時にして齡も百歳を加へ、深淵のドン底に突入れ
られたもの、やうに見えた。陛下の御不豫が發表せられて以來、將軍は肉體的にも、又更
に精神的にも打撃せられてゐるこゝが著しく目立つてゐた。誰にも將軍の健康決して常態
でないこゝが察せられてゐるので、宮中に於て面晤せるもの、中には、これを氣遣つて問ふ

ものもあつた。考へれば形容が全く死人のやうに感ぜられ、生色なかつたのも當然でなければならぬ。

面りに最後の御拜訣を申上げた將軍は、猶ほ退出せず、控室に於て瞑目、沈思して唯だ祈念を續けてをる。夜は沈々更けて——否な、悲痛に塞された七月三十日の曉は次第に白み、文武百官は陸續して参内する。老いたる將軍は漸く拜辭したが、従へた腕車に乗らうともせず、俣夫のゐるここすら忘れてしまつたかのやうに、帽子を手にしたま、呆然と坂下門から徒歩で二重橋を右方に、櫻田門を通過し、壕端に出るご同時に、將軍はびたり足をこめた。そして柳の青々茂る土堤に登り、恭しく宮城を拜して黙禱をつまけつ、あつたが、聽て右手で後頭部を二度も叩くやうに、力強く撫して土堤を降り、初めて俣夫に向ひ「乗らう」を將軍は聲をかけたのである。

櫻田門外の黙想！ 柳の土堤から重ねて宮城を拜し、後頭部を二度も叩くやうに力強く撫した將軍の心を如何に解すべきであらう。俣夫は歸つて夫人に之をつげた。静子夫人の心は

波立たずにゐられなかつた。考へねばならぬ何物かがあるやうに直覺したのであらう。眠近者にも夫人は此のこゝを沁々こ話つて憂慮に堪へぬもの、やうであつた。

◇ 電話室を中心

唯だ一夜にして世は「明治」から「大正」になつた。新しい時代は悲しい諒闇の第一日を記録するこゝになつたが、喪章を附した人々は寂しさうに往來する。日章旗は軒毎にたたられても、元氣がない。親しく宮城に於て殯柩を拜する人々にも、陋巷に住むものにも、この感じに逕庭はなく、同じやうに 陛下の赤子であるがゆゑに 陛下の崩御を悲しみ、痛むのである。

東天の白むまで宮城にあつて、哀悼の誠を只管に捧げてゐた乃木將軍は、歸邸してからも殆んど一睡だも取らず、三十日——大正元年七月三十日の夙朝には、改めて殯宮を拜するために参内するので、正装して靜かに自分の室に冥想しつゝあつた。聽て將軍は醒めたやう

に兩眼を睜き、凝り時計を見ても、右手はベルにかゝつた。そこに現はれた夫人に、

「喪章は未だか」

「沈痛に問ふた。今朝、乃木家から壽屋に喪章が注文せられ、既に送付せられねばならぬ時刻であるにか、はらず、その事がないので、將軍は之を夫人に問ふたのである。心持ち顔の蒼白く見える夫人は、淑かに、

「ハイ、未だで御坐います。今に届けて参るこゝ、存じますが、又問ふて見るこゝにいたしませう」

「答へ、階下に降りた。電話室で夫人の語るのが断續して聞える。將軍は再び時計を見た。そして立ちあがつたが、又掛けた。依然として電話室の夫人の聲は断續して聞える。將軍は立つた、右手を握つて部屋を出で、強く階段を踏んで階下に降りようとするのである。電話室の夫人は未だ通話してをる。階段の中程まで降りた將軍は、電話室の夫人に、

「喪章は未だ出来ぬ云ふのか」

「詰問するやうに問ふのであつた。將軍の心を十分に察してをる夫人は、受話器を左手にしたま、開いたドアから將軍を優しく振り返つて、恰も慈母が子の亢奮せるものでも慰めるやうな態度で、

「ハイ。壽屋でも、餘り突然のこゝで御坐いましたので、未だ喪章にこさへてないのだから、うで御坐いますか……」

「答へ、又更に相手方に應答するのであつた。黙々として更に夫人の語るこゝろに注意しつ、あつた將軍は、何きはなしに焦燥を感じるもの、やうであつたが、屹も夫人の姿を凝視し、半は命令するやうに、

「裁つて喪章にせざるも宜しい、その儘に反物で持つてこさすやうにしたらい、ぢやないか」

「促すのであつた。併し夫人としては「相手方の申出でも、決して無理ならぬこゝで御坐いますので、今少し待つてほしい、更に交渉を進めますから……」この意味を答へた。處が將

軍は不機嫌であつた。待つてゐるこゝが苦痛であり、堪へられなかつたのであらう。握つた右手を撫して何事も云はず、苦澁を浮べて二階にさぼくさ歸つた。そして再び瞑目しつゝ、静かに昨日からのこゝを考へ、陛下に忝ふした殊遇に及べは、名状し難い感激は抑へるこゝが出来ぬ、神経は亢る。一刻も早く参内し、親しく殯宮を拜して冥々裡に陛下に我が心事を明かに申上げたいと吾にもあらず焦慮する。併し喪章は未ださげられぬ。陛下の御惱公にせられて以來、文字通り寢食を忘れて憂慮しつゞけた將軍であるがゆゑに、心神は健かであつても、肉體は勞れてゐる。感情を制するこゝは容易でなかつたであらう。

かう云ふ場合に在つても、修煉を経た將軍であるがために、黙々として其の亢奮を抑へるこゝに努力し、自制を怠らなかつた。併し喪章の遅れるこゝは苦痛であつた。堪へるこゝの出来ぬ惱みであつた。それを待つこゝは一刻が伴りなく千金にも、否な、萬金にも値ひした……電話室の夫人の聲はしないやうになつて、階下も静かである。不圖齋かされたやうに目醒めた將軍は、我が部屋を改めて凝視しつゝ、あつたが、そこに置いてある新聞を取つた。何

れのページも陛下の崩御に關する文字で充たされ、國をあげての哀悼の跡が力強く、鮮かに記述せられてゐる。その一字、一句を辿れば、陛下の眞に偉大なりしこゝが沁々感じられる。不世出の英主にて在したこゝが明瞭に描かれてゐる。記事から離れて、何時か老いたる將軍は夢のやうに自己の決しようとする心事に及ぶのであつた。

時は刻々に進む。参内せねばならぬ時は切迫してゐる。併しながら將軍は時をも超越してしまつたもの、やうに、而して現世の人ではないかのやうに、我が部屋にあるこゝも忘れてしまつたらしく、夢幻の境を自由に走りつゝ、あつた。そこに何分、何十分を経過したであらう。壽屋から齎された喪章を持つて夫人が入つた刹那には、全く氣付かぬらしく、將軍は石のやうに冥想に耽つてゐたのである。

◇最後の決心成る

僅かに一夜にして齡を百歳も重ねたやうに焦瘁し切つた將軍は、痛ましい喪章を附けた正

装で参内した。そして心から殯宮を拜し、久しく黙禱をつゞけてをつたが、何か點頭きながら退下した。その時の將軍の顔は如何にも晴やかに——瞬時であつたらうが——印象せられた云ふ。漸く最後の決心成つたがためではなからうか。櫻田門外の土堤に於ける黙想云ひ、殯宮を拜してのそれと對照し、當時は誰にも氣付かれなかつたが、後になつて「成程、さうであつたか」を考へられることが、この頃から二、三ではなかつたのである。

心ゆくまでに殯宮を拜して歸邸した我が將軍は、依然として石のやうに沈黙し、その日も翌日も、殆んど夫人とさへ語らうとしなかつた。朝夕に殯宮を拜し、御通夜を申上げるために参内する外は、自室に文字通り籠居して出でず、又誰をも室に出入りするこゝを許さなかつた。そして黙想に耽りつゝ、あつたが、陛下の崩御あらせられてから三日になり、八月一日の朝であつたか、將軍は自邸の門柱に掛けてあつた「乃木希典」てふ風雨に曝された自筆の名札を外してしまつた。かう云ふことが九月十三日に深い關係があらうとは、勿論、誰も氣付かなかつたが、唯だ夫人は「變なこゝをなさるもの」を多少は怪しみましたらしい。併

し將軍には今までも往々にして他の意表に出るやうな行爲があつたので、端的に「これも諒暗中のこゝであるから……」と神經を尖らせなかつたのである。

門の標札を外してからの將軍は、別に機嫌が好くなつた次第でもないが、自分の室にのみ引込んで、石のやうに沈黙をつゞけてはゐるなかつた。書生や女中達にも言葉を掛け、更に夫人にも何の隔意なきもの、やうに語り、常のやうに食事を攝り、食卓に於て談笑するこゝもあつたが、依然として其の部屋には女中達や書生は云ふまでもなく、猶ほ夫人をも入るこゝを嚴乎として許さなかつた。將軍のゐる時は内部から鍵し、外出の際には外部から鍵して何人をも近づかしめなかつた。これは書類を夥しく室内に出して整理を始めたがためであらう——夫人も、その他の人々も、將軍が其の部屋に誰も出入りするこゝを許さないやうになつたこゝを怪訝に堪へぬこゝ、はしなかつたのである。

朝夕缺さず参内する外には、多く自邸に在つた將軍は、諒暗中であつたがために、訪客も多くなかつたので、他人には「この機會に書類を整理して置くこゝにしよう」と疑念を挿

ましめないやうに、毎日少からぬ書類を出して整理に著手した。最初の間こそ自分の手で、自分の室のみに取出して獨り整理に當つてを了つたが、重要なものを了つた、めであるか、或は自分の手のみでは整理してしまふことが不可能である。看做したがためであらうか、姪の野瀬フミ子夫人や近親のものには、訪問する毎に整理の助手を命じたのみでなく、特に來邸を求めて手傳はしめることもあつた。併し最後の決心成つた將軍の心を推定し能はぬので、さう云ふ助手を命ぜられたものが半ば冗談に、

「まア伯父様！ 何だか可笑しいぢやありませんか、今頃になつて反古屋なんかを開業なさるなんて……？」

「云へば、それに應じて將軍も微笑し、且つ整理の手を何時か休めて、夥しい書類を感慨深さうに見遣りながら、

「ウム、餘り感心したこゝでもないので、打遣つてあつたので、かう云ふ機會に少し整理して置きたい。豫て書齋なご靜に整理せよ云ふのぢやが、なか／＼やつてくれぬの

ぢやからネ」

「温顔を以て相手を何か意味あり氣に凝視するのであつた。自刃の何日前のこゝこであつたらう。姪婿の白須直氏（關東都督秘書官）に「い、西瓜があるから來い」電話があつたので訪問した時、そこに深澤政介氏（小笠原キネ刀自の三男）もゐた。そして矢張り「反古屋を開業」しつゝ、あつた將軍は「丁度い、處であつた。實は書齋を整理してをるのぢやが、兩君に手傳つて貰へば結構ぢやヨ、靜は書物の蟲干なんかやつてくれぬので困つてゐたのぢや」

「こゝの中の載つてゐる人々で、現に存命してをるは、儼二、三のものになつてしまつた。全く隔世の感がある……」

「云ふ意味のこゝこを語つたが、この一枚刷りの官報は、確かに將軍に取つて異常に懐しいものであつたらう。殉死の主なる動機になつてをる軍旗を失つた當時のこゝこがま／＼／＼三回想

せられるものであつたであらうから……。而して丹念に一枚刷の官報を三十餘年間秘藏してをつたふ云ふことも、將軍には深い意義があり、考へがあつた、めでなければならぬ。その官報を白須氏に提示して語る將軍の心を忖度すれば、今にして尙且つ其の面影が強く髣髴し相對して語りつゝあるやうな氣持ちにもなれる。必ず將軍も親しく整理する中に、いろ／＼の思出でに堪へられなくなるやうなことがあつたに相違ない。その餘瀝が思はず左右のものに洩れることになつたのであらう。人間らしい乃木氏が吾々にも懐しく反映する。

かう云ふやうに整理に昵近者の手助けを借るやうになつてからは、將軍自らも廊下にくちをもち出し、軍服の上衣を取つてせつせつ整理するやうになつた。そして整理したもの、中の必要なものは束にして保存し、不必要なるものであつたか、或は祕密に屬するものは、取纏めて之を前庭の畑で焼却し、焼却したものをも穴に可寧に埋め、流石に夥しかつた書類も、次第に氣持好く整理が出来、何ごはなしに將軍は満足に堪へぬらしかつた。大正元年八月二十五日、病臥中の山田大尉——龍雄、時の副官——を夫人が訪ふた場合にも「この

頃の希典は御所から歸る書類の整理許りして、毎日古い書類を三階から出して澤山の紙屑をつくつてゐますのヨ」こ語り、又更に馬場家に令姉サダ子を訪問して「何だか希典は變ですヨ。この頃は反古の始末許りしてゐますが……」こ夫人が聊か心配らしく告げたのも、矢張り八月末であつたここから推察すれば、最後の決心成つた將軍の心に氣付くものはなかつたことが明かであり、氣付き得る道理もなかつたのである。

◆ 暗に系圖を示す

かう云ふやうに將軍は、毫も他意なきもの、やうに、書類その他の整理を行ふと同時に、頻りに白紙、絹地に揮毫をしたのみでなく、小堀鞆音に囑して祖先——佐々木高綱——の肖像を摸寫せしめ、又更に自ら高綱が陣中に於て使用した軍旗の寫しをかき、猶ほ「中朝事實」中の「人未嘗無思其父祖……」云々の一節を淨書して三軸の掛物になし、函を新調して納め、以上のものは俱に近江の佐々木神社に奉納すべき旨が遺書してあつた。併し將軍の心を

透視し得るものはなかつたので、これも彼も死後に於てこそ「成程」を漸く黙頭くこみ許りであつたのである。

それが何日であつたか。今は確實に其の月日を語ることは出来ぬこのことであるが、兎に角時は既に九月に入つて——自分の一週間ばかり以前の或日——白須氏が乃木邸を訪問した。そこには深澤氏も來合せてゐたので、將軍夫妻も會食し、いろ／＼に快談したが、聽て將軍は深澤氏に、

「時に深澤！ 卿は由緒ある深澤家の名跡をついでをるのぢやが、自分の家の系圖に就て十分に知つてをるのか」

「突然問ふのであつた。妙なことを質問するものだ」は考へたが、かう云ふ質問は珍らしいことではなく、屢々今までもあり、往々にして凹まされた経験があるので、左程に深澤氏も問題しなかつた。そして深澤家の系圖に就て十分に語つた。それに對して將軍は「ウム、ウム」を極めて熱心に耳をかたむけたのみでなく、更に補足する處さへあつた。深澤氏の説

明が終るに將軍は白須氏に白須家の系圖を問ひ、白須氏の説明を聞いて満足さうに見えたが、突如として、

「系圖にはなか／＼面白味があつて、研究すれば更に興味の伴ふものであるが、時に卿達は乃木家の系圖を知つてをるか」

「問ふのであつた。勿論、さう云ふことが二人に知られてゐる道理はなかつた。少しは承知してをつても、詳細に涉つて研究してをつた譯でない。それに將軍も厳しく質問しようとはせず、この機會に乃木家の系圖に就て二人に語るに同時に、最後の日に「系圖があつた筈だ、何處だらう？」を探す必要のないやうに、その所在を明かにしてをく用意もあつたのであらう。如何にも機嫌よく將軍は自ら二階に行き、白布に包んだ系圖を持つて、微笑しながら元の座席に歸り、丁寧に包をこいて系圖を開き、

「乃木家の祖先は……」

「高綱に出たこゝから説明し、過去より現在に及び、頗る興味ある説明振りであり、將軍

自らにも満足さうに感ぜられた。そして説明が終つてからは、それを再び丁寧に取り、且つ二階に持つてゆき、又戻つてから續いて快談をつづけたが、夜が次第に更けるので、二人は辭した。そして九月十三日のこゝに逢つてから親戚の間でも「系圖があつたが……」と探さうとするので、この事を早速に白須氏から人々に告げ、直ちに所在も明かになつたが、今更のやうに「偕ては……」と將軍の心を追懐したと云ふ。その日の系圖の話は偶然でないこゝが考へられるのである。

この時より以前であつたか、或は以後であつたか、それも確かでないが、最後の日より十日ばかり前に、小笠原キネ刀自の女婿である野瀬氏——秀彦、工兵大佐——が乃木家を訪問した。當時の野瀬氏は大尉で、陸軍士官學校の教官であつたが、談は何時かその年の八月に發行した『偕行社記事』の附録として載せてあつたロシア將校コスチウツコ（旅順要塞西方面作戦部隊參謀）の起稿になる「二〇三高地の戦闘」の譯文に及んだ。將軍は、

「フム、卿も注意して讀んだのか、儂もなか／＼面白いものだと思つたが、卿は何處に先

づ感心したか」

と極めて熱心に問ふのであつた。そこで野瀬氏も率直に其の感想を述べ、且つ専門の見地に基ついて厳正に批判を加へ、最も力強く、

「私は結末の不明確になつてをるのが面白くないと思ひます。尤も敗軍の將が起稿したものでありますので、それも亦已むを得ないことであるを看做されるかも知れませぬが……」

と答へた。熱心に語る氣鋭の野瀬氏を凝視してをつた將軍は、屢々點頭き、又同感の表情であつたが、終るに同時に、

「ウム、儂も同感ぢや。總て物事云ふものは、それが文章であつても、人の進退であつても、結末を全ふする、不明瞭であるこの非難を受けぬやうにせねばならぬ。この事は大切であるに拘はらず、多く等閑にされてをる」

と談の筋道が聊か横道に外れ、何はなしに將軍が此の機會に其の感想を述べてをるやうに受取られぬでもなかつたが、勿論、九月十三日のこゝに、關連してよう考へられる道理

に受取られぬでもなかつたが、勿論、九月十三日のこゝに、關連してよう考へられる道理

もないので、野瀬氏は「感激に充ちた有益の話であつた」を愉快に感じて辭去した。そして最後の日に「成程、あの時に冥々の裡に心事を語つたものであらう」を感慨を禁ずることが出来なかつたこのことである。

將軍が最後の日の前日——大正元年九月十二日——の夜『遺言條々』を記した前後に書かれたであらうを推定せられるものに、

所貴於士者、以其知時也。時有勢焉、有機焉。勢所推移、機所起伏、非必難知也。而莫之知者、有所蔽耳。唯有識之士、能先見之。去利就義、去濁就潔、舉世不知、而已獨知之。知之明、故決之果、彼之所驚、我以爲當然。

典書

云ふがある。この文句は、既に桂彌一氏その他の人々のためにも、生前に於て揮毫してをるものであるが、最後のものは殊に見事であるをせられる。蓋し將軍は此の覺悟を以て最後の日に斷行したものであり、最後の日の前夜に之を揮毫したのは、深い意義がなければならぬ。

らぬ。殊に生前に野瀬氏と語つた時、偶然のやうに「總て物事は其の最後を不明瞭にしてはならぬ」を力説したここに對照すれば、その心事が更に分明するやうに思はれる。暗に系圖を示し、更に最後を潔くせねばならぬを腕近のものに語つた將軍の心は、吾々に限りなく興味を感じしむるのである。

皇儲殿下に永訣

書齋、書類、その他の整理も出来たので、將軍としては、窃かに心安さを感じたことであらう。九月に入つてからは外部に對する訣別に忙しくなつた。即ち六日には學習院の職員並に學生一同に向つて一場の訓示を試み、暗に最後の別をのべた。そして八日には山縣公を訪問して時事を談じ、且つ「中朝事實」から抜抄した處の一書を托し、若し元帥にして一覽の上で同意を得るならば、今上(大正天皇)陛下に捧呈を乞ひたいを依頼し、語らざるも別離を叙するもの、やうであつた。山縣公は當時のここを自ら、

九月八日、乃木大將椿山莊ニ來訪シ、種々目下之情勢ヲ談論シタル後、此書ヲ出シ、余ニ一覽ヲ乞、余ニ於テ同感ナラバ、陛下ニ奏上ヲ依頼ストテ、別ニ淨書シタル一本ヲ出シタリ。余冊を披き「此書題名如何」ト問ヒタルニ、「中朝事實ノ抜抄トデモ申ス可キ歟」ト一啖シテ答ヘタリ。而シテ、先帝崩御在ラセラルタル時ノ歌一首ヲ書シ、余ニ示シ、余ノ拙詠ヲ乞ヒタルヲ以テ、三首ヲ示シタルニ、其中一首ヲ再三吟詠シ、適意ノ感想ニ見受ケタリ。大正元年九月十四日椿山莊主記

ミ記してをるが、この人を訪問して親しく時代の情勢を語り、一書を新帝に捧呈のこころを托したのも、確かに將軍らしい、乃木氏の面目が躍つてをる。而して九日には山階宮武彦王、芳麿王兩殿下に拜謁したが、この日には長府に在在中の令弟——大館集作——に打電して上京を促した。蓋し前月の二十九日に將軍から特に「宮中の御大事恐入候次第也。今後電報を以て上京の儀を申遣はし候得ば、直ちに上京被レ致候支度有レ之度候也」ミ書面を以て豫告してあつたが爲であらう。八月二十九日に此の書面を大館氏に發送した云ふのも、

決して看過し能ぬはこゝであらう。

この九日には管に以上に述べたやうなこゝがあつたのみでなく、更に記憶せねばならぬ一つの事實があつた。次の記事「乃木大將事蹟」三三七—八頁がそれであつて、將軍の令妹イネ子夫人の長男で、木彫家の長谷川榮作氏に依つて談話せられてをる。

……不熟練なる技能を以て、真相を表現せんこと極めて容易ならず。非常の苦心を嘗め、漸く構圖の目を完成し、次で大將の批評を乞ひしに、「是にて宜し」とのことなりしかば、直ちに木彫の原型に著手せし折しも、先帝の崩御に會し、其後漸く胸部、面部等上半身原型成りたるを以て、再び大將の一覽を乞ひしに、又大に満足せられ、急ぎ木彫にすべきを命ぜられたり。余は其後一層思考を續げんと苦心するに從つて、種々なる疑惑に襲はれ、表現に就ては様々に考察し、屢々大將の邸に到りしが、最後に訪ひしは九月九日なりき。大將は縁の椅子に悠然として腰を下せしが、背後より刺す日光の頤を覆ふ銀髯に照映えて、緊張したる其顔の生々しき。余は此時程權威ある老將軍の風采に接したることなかりき。余は製作の未だ進捗せざるを告ぐるを心苦しく感じたりしが、唯有の儘に大將に語りしに、大將は二度「うゝそうか」と繰返し、沈痛なる語調にて、「それではなんぢの、己の生きてをる中には」と

ても出来んか」と語られたり。余は之を製作遅延に對する皮肉に過ぎざらんとのみ請取りしが、嗚呼越えて五日の十三日の夜、余は夢にも之を想像すること能はざりき。而も遺書の一端に、彫刻費として若干の金額を認められしことを思へば、如何に其の完成を待たれしかも憶はれて、誠に申譯なき事なしたりと今更慚愧の念に堪へず。

斯くて九月も十一日になつた。この日には 皇太子殿下（今上天皇陛下）竝に淳宮公仰せられた現在の秩父宮、光宮公稱へられた現在の高松宮の兩殿下に拜謁を乞ふて、愛藏する處の書「中朝事實」及び「中興鑑言」を獻納し、御學事に就て縷々赤誠を披いて言上する處あつたが、この日のこゝを「乃木大將事蹟」三六七—八頁—には、次のやうに記述してある。

明治天皇崩御後、大將は隔日に參殿して殿下の御機嫌を奉伺せしが、恰も九月十日參殿の朝、御帳簿に記入して「明日は必ず拜謁を賜はりたき旨」申入れ、翌十一日午前七時過參殿せしに、直ちに三殿下は波多野太夫、村木武官長、桑野主事等を從へて御列立あらせられしが、大將は先づ御機嫌を伺はれたる上、皇太子殿下に對し奉り、謹んで陸海軍少尉

御任官の恭悅を言上し、次で「希典今度英國皇帝陛下御名代コンノート親王殿下接伴員仰付けられ、特に御歸國御見送等の爲に、近々遠方に參るべければ、暫く參殿し難かるべく隨つて學習院始業式の頃も或は不在ならん。因て今日拜謁を請ひたる次第なるが、殿下今皇太子に立たせ給ひし上は、學習院にても從來の如き一般皇族御同様の御取扱、ご異にし、諸事皇太子殿下にして御待遇申すやう相成るべければ、一層御勤學あらせられ、殊に他日大元帥陛下に仰がれ給ふべき實地の御學問も最も肝要なるこゝなれば、益々御身體を御大切に遊ばされ、御勉強あらせられたし。是（中朝事實、中興鑑言）は、希典平素愛讀の書にて、希典自ら肝要の所に朱點を施しあるが、御爲になる書なれば、御納めありて、折御側の者より御聽取あらんこゝを希ひ奉る」旨を言上し、次で二皇子殿下に一揖し「唯今御兄宮殿下に聞え上げたる事は御聽取遊ばされたるこゝなるべきが、兩殿下にも後後は御兄宮殿下の御股肱にせ給ふやう、益々御自愛、御勉強遊ばさる、やう願ひ奉る」言上し、名残惜し氣に退出せしが、何時になく長時間に亘れる拜謁にて、言々痛切



を極め、備に永訣の意を盡したるものなりきこいふ。

◇東宮御學問所も

皇太子殿下並に淳宮、光宮兩殿下に、かう云ふやうに將軍が殆んど前例のない長時間の拜謁をし、具に永訣を叙したこころから思出でられるのは、明治天皇の乃木將軍に對する異常の御信任である。學習院長に未だ親任せられぬ前のこころであるが、山縣公(有朋)から「乃木大將を參謀總長に……」と御内奏申上げた。處が、

「乃木に就ては朕の所存もあるこころちやから、參謀總長には他のものを以て補任するこころにせよ」

この御説があつた。かう云ふこころは前例がないので、山縣公は恐懼して退下し、且つ「乃木は何か、陛下の御氣色を御損じ申しあげたこころでもあるのであらう。左様なこころは少しも承知せず、御内奏したこころは恐懼に堪へぬ」と恐縮してをつたが、更に數日の後に參内

し、他のこころで拜謁した。然るに陛下には天機殊の外御麗はしく、山縣公に、

「先日乃木を參謀總長にこのこころであつたが、乃木は學習院長に任ずるこころにするから承知せよ。近く三人の朕の孫達が學習院にまなぶこころになるのちやが、孫達の教育を托するこころは、乃木が最も適任を考へるので、乃木を以てするこころにした」

この御説があつた。曩に「參謀總長には乃木より他のものを以て補任せよ」この御言葉に恐懼した山縣公は、陛下の乃木將軍に對する異常の御信任に感激せざるを得なかつた——

こは、山縣公自ら乃木家の人々に語つたこころであるが、陛下の御信任には將軍も全靈、全身を捧げて御副ひする大決心であつた。殊に明治四十四年八月、歐羅巴から歸朝して後は、將來の皇太子たるべき迪宮殿下の御教育に最善を期すべく、窃かに準備に著手したらしい。

そして自ら草案を記し、翌年には御用掛の子爵小笠原海軍大佐(長生、後の中將)に之を内示したのみでなく、二人は華族會館に人を絶對に避けて討議し、漸く成案を得た。乃木將軍の原案に之に小笠原子爵の意見を加へて修正せられた皇孫御學問所の規定は、實に左記のや

うなものであつたのである。

皇孫(迪宮殿下)御學問所規定草案

修 正(小笠原子爵所藏)

主任 將官一人 御殿内 住

右は御教育、御保導全般御委任。

佐官二人 通勤一人 宿番

右は主任を輔佐し、上級佐官は時に主任の代理に當るの責任を有す。

二人の内一人は行啓、陪從、拜謁、陪立等必ず奉侍すべきもの。

尉官三人 通勤一人 宿番

原 案(玉木中佐所藏)

主任 將官一人 御殿内 住

右ハ御教育、御保導全般御委任。

佐官(中佐一)二人(兼職アレ)通勤一人 宿直

右ハ主任將官ノ勤務ヲ輔佐シ、上級佐官ハ時ニ主任將官ノ代理ニ當ル。

内一名ハ行啓、陪從、拜謁、陪立等必ず奉侍ス。

尉官(大尉)三人 通勤(一人休)

右は御衣食、御起臥一切の奉侍に任ず
上級者は時に佐官の代理に當る。
其他侍醫、主事、屬官、内部、下部等略す。

御學問教師

○御德育に付ては二三名御人選の上二週

二時間、日時を定め進講す。

○國語漢文(一週八時間)教師二人にて、

内一人は副たり。

○外國語(一週五時間)教師一人

○地理歴史(一週五時間)教師二人、内一

右ハ御起臥、御衣食一切ノ奉侍ニ任ズ。
内上級者ハ時ニ佐官ノ代理ニ當ル。

主事 奏任文官一人 御殿内 住

右ハ東宮若クハ親王主事ノ勤務ニ準ズ

侍醫 正副二人 通勤 宿直

其他内部、下部等略ス。

中學一 御修學 侍講

御德育進講 一週二時 二人 特別人撰

國語漢文 全 八時 二人 内一副

歴史地理 全 五時 二人 内一副

外國語 全 五時 一人

人副たり。

○ 數學（一週四時間）教師一人

○ 博物（一週二時間）教師一人

○ 圖畫（一週一時間）教師一人

○ 武課（一週五時間）御馬術一人、御劍將校一人、御體操將校一人。

校一人、御體操將校一人。

御相手六名乃至八名

右は華族（なるべ）にして陸海軍の志望者に限る。

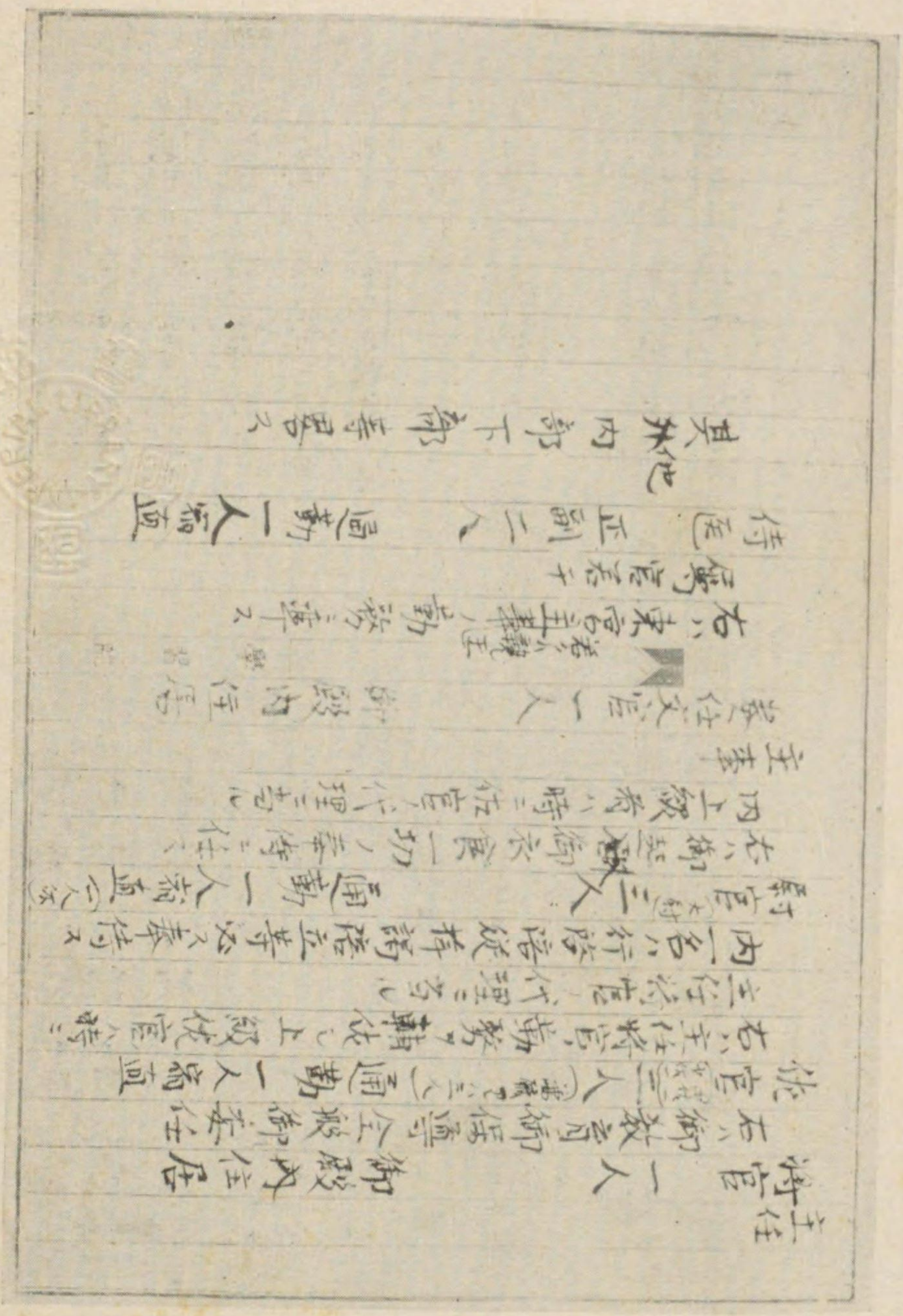
限ル。

御相手學生六乃至八名

右ハ華族（ナルベ）ニシテ陸海軍志望者ニ

武課	全	五時	劍術 馬術 體操	將校	一人
圖畫	全	一時			一人
博物	全	二時			一人
數學	全	五時			一人

その原案を修正案を對照することに依つて興味が感ぜられると同時に、乃木將軍の心意の尋常でなかつたことも考へられる。而して主任、侍講、その他の人選にも、尙かに配慮する處あつたやうであるが、更に以上の外に將軍としては、高輪御殿は御進講の人々に取つて



藏佐中木玉

(照參頁八三) 案原定規所問學御(宮東の後)孫皇

奉	御侍	二人
侍講	御侍	二人
御禮者進講	御侍	二人
國語漢文	二人	一人
八時	二人	一人
史	二人	一人
外國語	二人	一人
全五時	二人	一人
教習	二人	一人
全五時	二人	一人
所物	二人	一人
全二時	二人	一人
全一時	二人	一人
御劍術 御馬術 御體術	二人	一人
校	二人	一人
御相學生六乃至八名		
心 奉 御禮者 御侍		

(照參頁九三) 案原定規所問學御(宮東の後)孫皇

遠隔でもあるので、赤坂御所を之にあてる。同御所が手廣きに過ぎれば、區切つて之を使用し、更に 殿下の御平生は洋式によらせ給ふやうにこの意見であり、又更に 殿下が學習院の初等科を御卒業あらせられたならば、學習院に依然として御通學あらせらるゝ、こゝなく、將來の至尊として帝王學を御修めになるために、特に御學問所を御創立にならねばならぬ。衷心から考へ、以上のやうな案をたてたのである。

こゝに改めて説明を加へるまでもなく、乃木將軍の起草した此の草案が後の「東宮御學問所」の基本をなしたと云ふも不可でないやうに思はれるが、今上陛下未だ皇太子に御在した頃の東宮御學問所は、大正三年四月一日、職員職制御實施になつたがゆゑに、御創立に先立つ四年前から乃木將軍は、只管に此のこゝに肝膽をくだきつゝ、あつたこゝになる。

明治大帝の御信任、そして乃木將軍の誠忠、考へるのみでも感激を禁ずることが出来ぬのである。

更に思出ではつゝ、大正十二年八月十一日、折柄鹽原の御用邸に御避暑中であらせられ

攝政宮殿下——今上陛下——には、那須野の乃木神社、笠石神社並に傘松農場に行啓遊ばされたが、乃木神社御参拜の時間は御豫定が非常に少かつたにもか、はらず、殿下は玉歩を神社裏の、乃木將軍が生前農人として過した別邸にも運ばせられた。竹藪に沿ふた小徑を辿らせられ、水車を右に別邸の裏に御出になつた。殿下は、左して前庭に向はせられず、徑無き右へ、梨樹、葡萄棚のある場所を経て別邸の座敷前に御出ましになり、親しく部屋の中や四圍を御覽遊ばされたのみでなく、別邸横に滾々湧き、在りし日々に將軍が愛してゐた清水にも御立寄りになり、種々の御下問もあらせられた。

御豫定の時間もあり、且つ別邸に御立寄の内達もなかつたので、殆んど日常の儘にしてあつた別邸に行啓を、忝ふしたこゝは、眞に恐懼の至りであつたが、殿下の深い御思召を拜察すれば、唯だ感激あるのみである。又大正十年四月十八日には、秩父宮殿下の御成があら、殿下には故將軍の遺愛の鍬で一株の松を御植ゑになつた。兩殿下の行啓に、地下の乃木將軍も必ずや餘榮の餘りに廣大なるに泣いて拜謝しつゝ、あるこゝであらう。

◇ 豫感と静子夫人

九月十日であつたか、又或は其の前日のこゝであつたか。當時の陸軍省軍務局長であつた田中少將（義一、後の大將）に乃木將軍から「御馳走するから一タやつて來ぬか」の招待があつた。少中尉時代から厄介になり、引續き親しい間柄でもあるので、田中少將は招かれるまゝに訪問した。處が愉快に乃木式の談話は湧くがやうであり、殊に話振りも今までに調子の違つた様子もないので、田中氏も十分にメートルをあげたが、何時までも御馳走の氣配はなく、聽て二人の前に恭しく運ばれたのは蕎麥であつた。蕎麥を食つて快談は續けられたが、依然として御馳走なるものは何物も出なかつた。併し將軍が愉快に語つたので、田中氏も非常に氣持ち好く三更に及んで辭去したが、間もなく將軍の殉死となり、田中氏は弔問した。然るに將軍の遺書の中の一通信は、田中氏にあてられ、その内容は眞に將軍の心血を傾けたものであつたので、田中氏も、今更のやうに「偕ては先夜のこゝも、之ありしがた

めであつたか」ご感懐を禁ずるごこが出来なかつた。

矢張り此の前後——十一日か、十二日——のごこであつた。殯柩奉侍者の交代時間になつたので、陸軍中將本郷房太郎氏(後の大將)は、控室を出て、宮廷の長い廊下にかゝつた。時に前方から退下して來られつゝ、あつた乃木將軍に出會つた。二人が目禮を交して數歩も過ぎ

てから、突如として

「本郷君、本郷君！」

ご低いご、力強い聲で將軍は本郷氏を呼びごめるのであつた。本郷氏も二三歩歸り、將軍も亦引返して、二人は靜かに相對した。何ごはなしに日頃違つた様子で、將軍は本郷氏を凝視しながら、

「君は從來陸軍の教育には關係深く、目下其の樞機を握つてをられるのぢやから今後將校生徒の教育については、一層の御骨折を御願ひする！」

ご熱心に語り、言葉が終つてからも、依然として本郷氏を見詰めてゐた。本郷氏は當時教

育總監部本部長の重職にあつたので、我が陸軍の將來に就て深念しつゝ、あつた乃木將軍としては、この人に期待する處が尋常でなかつたであらう。三殿下に拜謁して特に言上した處ご對照すれば、本郷氏への依囑に深い意味の含まれてゐたごこが首肯せられる。恰も遺言である如き當日の印象を本郷氏も亦忘れるごこが出来ぬご云ふが、乃木將軍の心事を想ふものも亦此のごこを牢記するであらう。

斯くて將軍も心安さを感じたごこであらう。併し將軍が「殉死ご決した」ごこは、誰にも氣付かれなかつた。鬚髯延びて形容ごそ聊か枯涸してゐたが、誰ごも隔意なく語り、食事その他にも、平素ご變る様子ごなかつた。然るに十日の夜であつたか、十一日の夜半か、夫人が頻りに所魔れて殆んど熟睡し得なかつた。拙著『乃木靜子』にも屢々述べてあるやうに、少女の頃から夫人には夢が非常に多かつたが、翌朝になつて眞面目に前夜のごこを夫人が語つても、笑つて將軍は「夢は五臟の勞れからぢやヨ」ご取合はぬので、唯だ夫人のみが惱み昵近のものに、

「夢に過ぎぬ笑はれるだらうが、私には氣になるのです。何だかはつきりはせぬが、宅に正装した人が引切りなしに出入りする。門から立關に續いて何百、何千も知れぬ來客があつて、それも弔間に見えられたらしいので、私は氣掛かりになつてならぬのです」
「眞顔になつて語るのであつた。そして管に夫人は之を昵近のものに語るのみでなく、遂に使者を以て人知れず夢の意味をトせしめた。處が卜者から「この兩三日は特別に御主人の身上に御注意が肝要です。甚だ危険が近づいてますから……」この返事であつた。夢には正夢もあるが、又逆もある云ふので、今までになく苦慮する夫人を慰めるものもあつたが、何故であるか、毫も夫人は慰める人々に耳をかたむけやうもせず、獨り「間違ひがなければい、が……」と痛々しく惱みつゝあつた。果然、十三日には將軍の殉死となり、俱に將軍と與に夫人も自刃してしまつたので、その感慨を叩くこゝは、永遠に不可能になつてしまつたが、夢を異常に氣にしてゐた夫人のこゝを昵近者は、今尚ほ在りし當時のこゝ、共に沁々語つてをるのである。

「御大葬は明日」云ふ九月十二日になつた。例のやうに將軍は朝の參内、晝の拜禮、夜の奉侍を怠らず、悠々乎として最後の日を心待ちしつゝあつたが、その「遺言條々」の日附を見れば、墨痕も鮮かに「大正元年九月十二日夜」記されてある。而して當夜は特に將軍の好む蕎麥があつらへられ、昵近者が十一時近くまで談話を交へてをるのみでなく、外出して將軍の歸邸したのも十一時過ぎであつたこゝに徴すれば、次の長文に渉る「遺言條々」は深更に記されたものでなければならぬ。

遺言條々

第一 自分此度御跡ヲ追ヒ奉リ自殺候段恐入候儀其罪ハ不レ輕存候。然ル處明治十年之役ニ於テ軍旗ヲ失ヒ、其後死處得度心掛候も其機ヲ得ズ
皇恩ノ厚ニ浴シ、今日迄過分ノ御優遇ヲ蒙。追々老衰最早御役ニ立候時、モ無餘日一候折柄、此度ノ御大變何共恐入候次第、茲ニ覺悟相定候事ニ候。

第二 兩典戰死ノ後ハ、先輩諸氏友人諸彦よりも毎々懇諭有レ之候得共、養子弊害ハ古來ノ議論有レ之、目前乃木、大見ノ如キ例他ニも不レ少、特ニ華族ノ御優遇相蒙リ居、實子ナラバ致方も無レ之候得共、却テ汚名ヲ殘ス様ノ憂ヘ無レ之爲メ、天理ニ背キタル事ハ致ス間敷事ニ候。

祖先ノ墳墓ノ守護ハ血縁ノ有レ之候限リハ其者共ノ氣ヲ付可レ申事ニ候。乃チ新坂邸ハ其爲メ區、又ハ市ニ寄附シ、可然方法頼度候。

第三 資財分與ノ儀ハ別紙之通り相認置候。其他ハ靜子より相談可レ仕候。

第四 遺物分配ノ儀ハ自分軍職上ノ副官タリシ諸氏ヘハ時計、メートル、眼鏡、馬具、刀劍等軍人用品ノ内ニテ見計ヒノ儀、塚田大佐ニ御依頼申置候。大佐ハ前後兩度ノ戰役ニも盡力不レ少、靜子承知ノ次第、御相談可レ被レ致候。其他ハ皆々ノ相談ニ任セ申候。

第五 御下賜品(各殿下ヨリノ分も)御紋付ノ諸品は悉皆取經メ學習院ヘ寄附可レ致、此儀ハ

松井、猪谷兩氏へも御頼仕置候。

第六 書籍類ハ學習院ヘ採用相成候分ハ可レ成寄附、其餘ハ長府圖書館に、同所不用ノ分ハ兎も角もニ候。

第七 父君、祖父、曾祖父君ノ遺書類ハ乃木家ノ歴史トモ云フベキモノナル故、嚴ニ取經メ、眞ニ不用ノ分ヲ除キ、佐々木侯爵家、又ハ佐々木神社ヘ永久無限ニ御預ケ申度候。

第八 遊就館へ出品ハ其儘寄附致シ可レ申、乃木ノ家ノ紀念ニハ保存無レ此上一良法ニ候。

第九 靜子儀追々老境ニ入、石林ハ不便ノ地、病氣等ノ節心細クトノ儀、尤存候。右ハ集作ニ譲リ、中野ノ家ニ住居可レ然同意候。中野ノ地所家屋ハ靜子其時ノ考ニ任セ候。

第十 此方屍骸ノ儀ハ石黒男爵ヘ相願置候間、可レ然醫學校ヘ寄附可レ致、墓下ニハ毛髮、爪齒、義齒共ヲ入レテ充分ニ候。(靜子承知)

○恩賜ヲ頒ツト書キタル金時計ハ玉(木)正之ニ遺ハシ候筈ナリ。軍服以外ノ服裝ニテ持ツテ禁ジ度候。

右ノ外細事ハ静子へ申付置候。間御相談被下度候。伯爵乃木家ハ静子生存中ハ名儀可レ有レ之候得共、吳々も斷絶ノ目的ヲ遂ゲ候儀大切ナリ。右遺言如此候也。

大正元年九月十二日夜

希 典 (花押)

湯地定基殿
大館集作殿
玉木正之殿
静子之の

更に長文に渉る以上の遺言状のみでなく、自及室にあつた將軍正衣の内衣囊には、陸軍大臣伯爵寺内正毅、陸軍々醫總監男爵石黒忠恵、海軍中將男爵坂本俊篤、陸軍少將田中義一、學習院御用掛子爵小笠原長生、陸軍歩兵大佐塚田清市、學習院主事松井安三郎、學習院生徒監猪谷不美男(連名)並に甥の御堀傳造、深澤政介(連名)諸氏宛八通の遺書があり、又更に大館集作、静子夫人に宛てた遺言の追加書もあつたが、曩に渡英の際に隨行し、爾來親しか

つた吉田中佐(豊彦、後の中將)に遺した一封には、表に

伏見宮御邸内

吉田中佐殿

封中三氏へ御送り可レ被下候

こあり、裏には「乃木希典」に署してあつたが、「封中三氏」は外國人で、その三名の名刺を將軍の三葉の名刺が封入してあつた。自及前將軍に敬意を表した三名に答禮し得なかつた將軍は、死後に之れを吉田氏に依託したのである。如何に國際的に將軍が考へつ、あつたか、そして死の間際まで其の用意の如何に周到であつたかを想ふべきであらう。

九月十二日の夜半から十三日の早曉に掛け、かう云ふやうに將軍は全く心残りのないやうに、總ての整理を了し、準備を整へてしまつたのであらう。左様に考へられるのであるが、十三日に宮中に於て將軍會つた人々が「顔色がよくないではないか」に心配して問へば、平然として「……痔が悪いものぢやから」に將軍は答へたこのことである。或は痔疾の爲に將

軍が惱みつ、あつたのも事實であらう。併し將軍の顔が晴々しくなかつたのは、四十餘日の心勞、前夜を殆んど一睡だもしなかつた、めではないであらうか。十二日の夜半から十三日の早曉までを遺言狀、遺書、揮毫に努め、疲勞し切つてゐたがために、顔色の良くなかつたのであらう。私には左様に考へられる。

この夜即ち十二日の夜豫て「來邸するやうに……」と招かれてゐた姪婿の白須氏は、多忙であつたの、遺宮の拜謁が夜になつたので、指定の時間に遅れてしまつた。七時頃であつたらうか。漸く旅館にかへる宿のものが「何回も電話で御坐いました」と云ふ。そこに又電話である、出れば乃木家からで、夫人自ら「蕎麥もあるが、伯父様も是非にこのころだから御出かけ下さるやうに……」と通話せられるのであつた。疲勞してゐるころであり、翌日の準備が未だあるのみでなく、時亦遅いので辭したが、「是非來るやうに……」と折角の招きであるので出掛けることにした。往訪すれば、そこには將軍實弟の大館氏、副官の山田氏、將軍が何か談論を交へてゐる。謹聽すれば、山田氏は、

「……私も旅順の攻圍戰に参加し、死生の巷を出入したものでありまするが、戰場に於ける體験から、何事を爲すにも、思慮斷行を云ふことを信條に致してをります」

と云ふ意味のこゝを極めて確信ある言葉で語るものであつた。山田氏を將軍も「立派な精神家だ」と推稱してゐた云ふが、それ丈け將軍も甚だ傾聴してをつた。そして將軍は、

「フム、儂も同感ぢや。併し思慮もいゝであらう。誠に結構なこゝちやと思ふが、儂は熟字の點から思慮を熟慮、ミしたい、熟慮斷行が更に妥當であるやうに感ずる」

と沁々語れば、これに對して亦更に山田氏も所感を述べてをつた。然るに自及の後に發見せられた揮毫の中に、特別に山田氏のために「熟慮斷行」の四文字のあつたこゝは、當夜の話し對照して限りなき感興を覺えしむるものであらう。而して「熟慮斷行」が將軍の絶筆となり、最後の決心をなしたのが熟慮に熟慮を重ねた結果で、輕々になし得るものでないこゝを力強く語つた一種の心意氣であるこゝも首肯せられる。

それから談は次第に興味深いものになつたのであるが、俄かに思出したので、白須氏は將

軍に向つて、

「甚だ申し上げ兼ねますが、出發の際に愚妻から今度歸りには、是非伯父様御二方の御寫眞を頂戴して来てほしいとの依頼で御坐いましたので、私は明日の御大葬が終了すれば、早速歸任せねばなりませんので、今から御願ひ致してをきます」

「ご申出でた。白須氏の夫人マス子は、將軍の令妹小笠原キネ子刀自の長女であるが、長く海外に在つて、將軍や夫人に逢ふ機会が多くなり、その頃は旅順にゐたので、最近の將軍並に夫人の寫眞がほしいと白須氏の出發に際して希望を托したのである。處が將軍は白須氏の申出であると共に、俄かに思付いたらしく、

「ウム、差上げることにしよう。儂も喪中であるから髪や鬚髯を剃らずにゐたのぢやが、明日が終れば、早速剃る心算ぢやから、この姿を記念のために撮影してマス子にも御領けしよう。山田君！ 明朝は寫眞師を依頼してをいて下さい」

「ご命ずるのであつた。それが自然であつて、何の疑念を挿ましむる餘地もない。山田氏は

將軍の命を了承して、

「丸木に命じませうか」

「ご問ふた。乃木家の寫眞は將軍が壯年の頃から丸木で寫し、引續いて命じてゐたので、これを十二分に承知してをる山田氏は、その心算で將軍に問ふたのであらう。然るに將軍は事もなげに、

「いや、近所の寫眞師に依頼して下されば結構ぢや」

「ご答へた。そして山田氏は依頼せられたやうに、乃木家の附近の寫眞師に「明朝參内せられる前に來邸して撮影するやうに」ご命じた。そして記念の撮影は成つたのである。

◇ 前夜に詩の鑑賞

夜は次第に更けて十時を過ぎたが、快談は何時果つべくもない。そして詩歌に及んだので白須氏が「多年の雅懷は詩に亦歌にも其の數少くないことでありませう。緩かに拜見したい

もので御坐いまするが……」こ乞ふた。將軍は、

「儂のものはなんぢやが、君も坂本海軍中將の詩を拜見するが宜しい。儂は坂本さんの詩に感服した。坂本さんは豫て學問の深い御仁ぢや承はつてをつたが、先夜俱に殯宮に侍して御伽の時、私かに拜見を致した七絶は、雙ながら見事なもので、儂は敬服した。全く堂に入つたものぢや」

こ頻りに歎賞し、將軍はポケットを探してゐるが、その覺書がないので、更に二階に行つて熱心に求めたらしいにもか、はらず、遂に見出し得なかつたもの、やうであつた。そこで残念さうに將軍は、

「残念ぢやが一寸見つからぬ。その中に必ず探してをく。……これから農はコンノート殿下の御機嫌を奉伺して參らねばならぬので失禮するが、若し差支へなかつたら待つてくれ。猶ほ談話もあるこぢやから」

こ中座した。時に令弟の集作氏は悪性のインフルエンザに悩み、靜子夫人も亦明日の準備

に忙しいだらうこの心遣ひがあつたので、白須氏は十一時過ぎに辭去した。そして十三日の豫想だもなし能はぬ大變になつたのである。

將軍夫妻が自刃したと云ふ悲報に接し、驚愕して乃木邸に馳付けた白須氏は、親戚として諸の處理に當つてゐた。そこに海軍中將男爵坂本俊篤氏が弔問せられたので、白須氏は昨夜のこを語つた。坂本男は沈痛な面に筆執つて、

殯 柩 侍 坐

夜色沈々 燭淚流
虫聲如雨 惹惹新愁
清涼殿外 秋多少
月掛上林 彎似鉤

こ認めたが、これぞ乃木將軍の心から感服した七絶の一であつた。……聞けば、十二日の夜半に白須氏が辭去して間もなく、將軍は歸邸して「白須は歸つたか」令弟に問ひ、今少し前に辭去したと聞いて「それは残念なこをした」こ語つたこいふが、この「……残念なこをした」こ云ふ意味は、坂本男の七絶を記した覺書が漸く見付かつたので、それを白須氏

に一覽せしめやうこしたものではなからうか。私は未見の坂本男に、乃木將軍の推賞した
云ふ「夜色沈々」以外の七絶を質し、次のやうな返書を得た。

拜誦 御尋越の拙詩二首の内一首ハ左ノ如キモノニ候。

殯宮公退途上

直罷殯宮勅馬還

行人不到天將曙

是ハ未明ニ乾門ヲ出テ、市谷ノ家ニ歸ル途上、曉月ガ上苑ノ松梢ニ掛リテ何ントモ言ハレ

又景色ニ打タレ口吟セルモノニ御座候。

露華如レ雨點レ衣斑

上苑松梢月似彎

又景色ニ打タレ口吟セルモノニ御座候。

當時小生ハ乃木大將閣下ト共ニ、御大葬參列ノ爲ニ御渡航相成候。英國コンノート殿下
の御接伴役トナリタレバ、一日伏見宮御殿ニ於テ卓ヲ圍ンデ大將ト四方山の御話シノ際、
他ノ一首即殯殿夜直ノ夜色沈々ヲ御覽ニ入レタル處、大將ノ仰セニハ、是レモ悪ルイコ
トハナイガ、他ノ方ガ一段佳イ、特ニ燭淚流ト上苑ト云フ句ガ大ニ氣ニ入ツタト御推賞ヲ

蒙リタルコトハ、今ニ感銘措ク能ハザルモノニ御座候。

尙夜色沈々ノ方ハ、大將自ラ筆ヲ採リ御認メノ上ニ二十三日即御大葬當日宮中ニ御參
内ニナリ、廊下ニテ土方伯ト股野翁ニ御逢ヒノ際、懷中ヨリ右ノ詩ヲ御取出ニナリ、是
ハ坂本ノ詩デアアルガ、兩君後デ見テモラヒ度イト其儘渡シテ一揖シテ去ラレタルコトハ、
後書股野翁ノ手記ニ依リ知ラレ申候。

當時御自筆ノ詩句ハ、既ニ御承知ノコトカトモ存ジ候得共、乃木大將遺墨集トシテ大阪

中央乃木講ヨリ發行サレタルモノ、中ニ、墨痕鮮カニ、

夜色沈々燭淚流

清涼殿外秋多少

虫聲似レ雨惹ニ新愁

月掛ニ上林一彎一鈎

然ルニ御覽ノ通り原詩承句似ハ如、又結句一ハ似ニ作り申候。此相違ハ如何ナル處ヨ
リ來ルカハ一考ヲ要スルモノト被レ存候。想フニ此相違ハ多分大將ガ小生ノ詩ヲ御記憶ヲ
辿リテ御認メニ相成ツタモノト推測致候。其譯ケハ、大將ガ十二日ノ晩ニ家ニ歸ラレタ

ル時、坂本ノ詩ガアツタ筈ダト類リニボケツトヲ探サレタガ、遂ニ見當ラズ仕舞トナリ、其ノ結果十三日ノ晩アノ御混雜中白須君ノ御囑ニ依リ、次ノ間ノ長椅子ノ上ニテ相認メ差上タルコトニ顧ミテ、左様ニ推定致サレ申候。サスレバ益以テ恐入タルコトニテ、將軍ガアノ際ニ尙拙詩ヲ御記憶ヲ迪ツテ筆ニサレ、之ヲ當日午前宮中ニ於テ土方伯、股野翁ニ手交サレタルコト、眞ニ死生ノ境ヲ超越サレタル大將ノ御心事只々驚嘆ノ外無レ之候。

尙御遺墨ノ後ニ股野藍田翁手記有レ之候。

明治天皇靈輦發引前數刻、同ニ土方伯一選ニ返乃木大將於ニ宮中、大將以ニ此詩一授レ、余曰、此頗足レ誦、二君宜ニ一讀、相揖而去。聲色不レ異ニ平常、此夕大將自及。今思レ之、

則是永訣也、絶筆也。豈得レ不ニ珍惜一焉乎、嗚呼豈得レ不ニ珍惜一焉乎。

七十五翁

股野琢 (落款)

早速御返事可仕之處、目下議會開會中、多忙ヲ極ムルノ際、心ナラズモ遷延申譯無レ之

右御詫旁々如レ此ニ御座候 敬具

昭和四年二月二十五日

坂本俊篤

この手束に依つて當時を想へば、乃木將軍の眞面目が彷彿する。その日の將軍の姿が躍如に感ぜられるであらう。

十二日には以上に述べたやうなこもあつたが、又更に十三日には牢記すべき多くのこがある。併し詳細は拙著『乃木靜子』に録してあるがゆゑに、こゝには繰返さぬ。然り、この一章に記した事柄は、拙著『乃木靜子』に詳述した處に重複せぬもの、みであつて、彼是を具に對照するならば、略ぼ最後の決心成つた前後に於ける將軍と夫人の俤を追懷するの料なるであらう。私は左様に信ずるのである。

年譜

この年譜は「乃木大將手記履歷書及び陸軍兵籍に據る」ものであるが、更に正鶴を期するために、將軍の令甥であり、且つ將軍の手記履歷書の保管者である陸軍砲兵中佐玉木正之氏の嚴密なる校訂をも經た。而して拙著『乃木靜子』中の年譜を併せ参照した。

嘉永二年(己酉) 一歲 十一月十一日午の上刻(正午—午後一時)武藏の國江戸麻布日ヶ窪町、長府毛利侯上屋敷内の宅に誕生。幼名は無名、後に源三、文藏と云ひ、明治四年希典と改む。父は十郎希次、世々毛利家の定府侍醫たりしも、武藝に秀でたため馬廻に取立てらる。母は壽子、常陸の國土浦藩士長谷川金太夫長女。兄弟七人中の第三子。(十一月十一日即ち乃木將軍生誕の日、幕府、長藩主毛利慶親に海防のため先期歸國を許す。)

嘉永三年(庚戌) 二歲 (勅して國家の康寧を七社、七寺に祈る。外侮防禦の勅諭を幕府に降し給ふ。)

嘉永四年(辛亥) 三歲 (長藩士松陰・吉田寅次郎關東、奥羽遊歴の途につく)

嘉永五年(壬子) 四歲 (九月二十二日、皇子祐宮睦仁親王——後の明治天皇——御降誕、勅使三條實萬東下。十一月十一日、妹カネ子生まる。)

嘉永六年(癸丑) 五歲 (關東大地震。米國水師提督ペルリ軍艦四隻を率ゐて浦賀に來り、露國使節プーチヤチン再び長崎に到る。將軍家慶薨じ、家定嗣ぐ。品川沖に砲臺を築く。)

安政元年(甲寅) 六歲 (米艦神奈川に入り、横濱を應接地とす。林大學頭等米國使節と和親條約——所謂神奈川條約——を結ぶ。長藩士吉田寅次郎捕へられ、佐久間象山入獄。七月三日、弟眞人生まらる。)

安政二年(乙卯) 七歲 十一月六日、杉民治長女豐子——吉田松陰姪——生まる。後玉木正誼の妻となる。(二月二十五日、江川太郎左衛門英龍歿す。三月三日、勅して梵鐘を以て大砲を鑄るの命を降す。十月二日、大地震。東湖藤田彪之助歿す。)

安政三年(丙辰) 八歲 正月より麻布六本木町島田松秀に句讀、習字を學ぶ。(米國總領事

ハリス下田に来る。

安政四年(丁巳) 九歳 正月より芝赤羽町松岡義明に小笠原流の躰方(禮法)を學ぶ。(將軍

家茂米國使節ハリスを引見。米國との通商條約を議定す。)

安政五年(戊午) 十歳 十一月、父母に伴はれ弟妹と江戸を出發し、十二月、長門の國豊

浦に到着す。希次閉門、減祿に處せらる。(九月七日、妹イネ子生まる。井伊直弼大老に任

ず。米國との條約に調印し、更に和蘭、露西亞、英吉利及び佛蘭西との條約に調印す。)

安政六年(己未) 十一歳 四月より結城香崖に漢籍、詩文を學び、十月より江見後藤兵衛

に武家禮法、弓馬故實を學ぶ。(橋本左内、吉田松陰、頼三樹等刑せらる。)(後の夫人——靜

子、十一月二十七日、鹿兒島に生まる。)

萬延元年(庚申) 十二歳 (新見豊後守正興等米國に使す。井伊直弼浪士のため櫻田門外

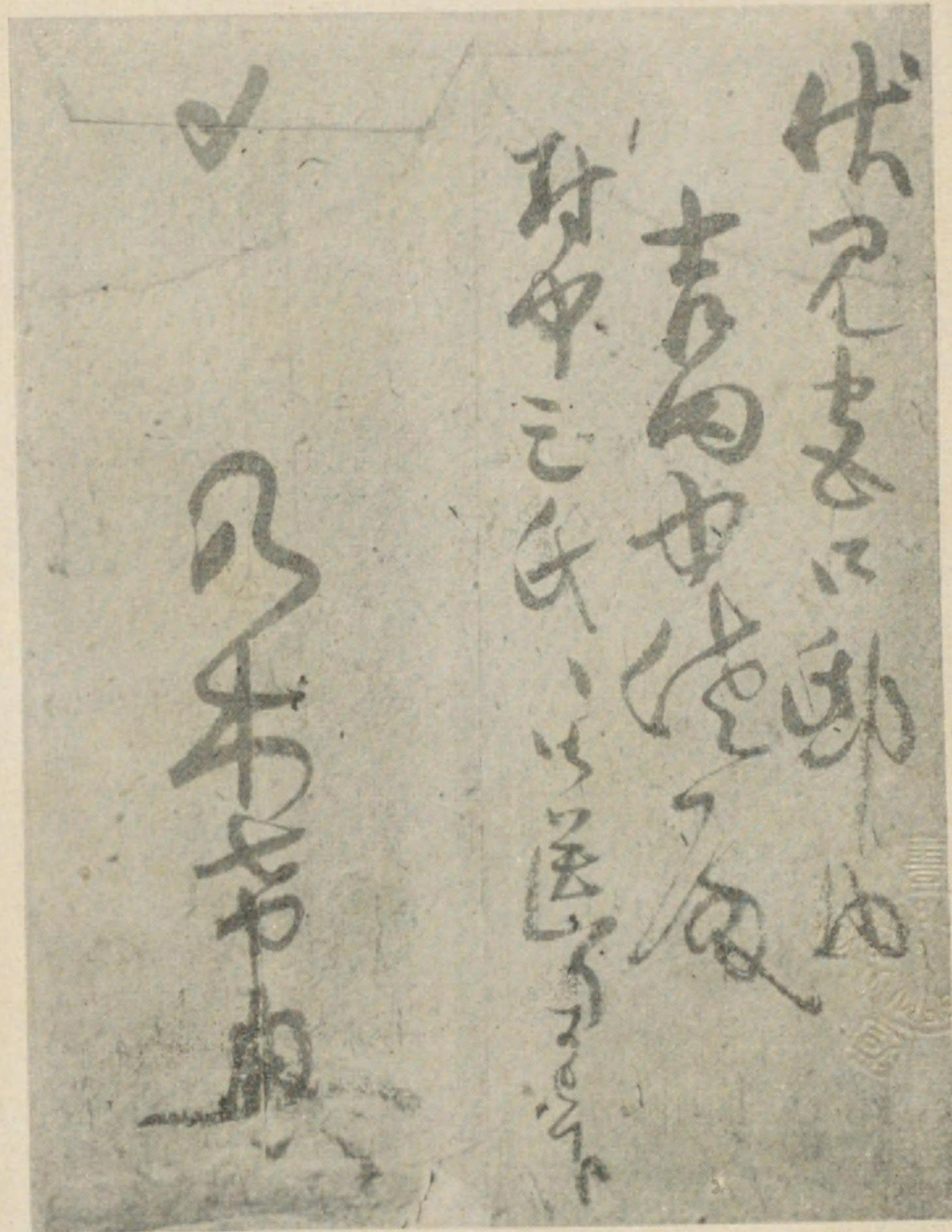
に刺殺せらる。)

文久元年(辛酉) 十三歳 正月より工藤八右衛門に人見流馬術、小島權之進に日置流弓術、

一乃水希典、幼名無人後子文藏、稱マ
一生誕嘉永二酉歲十一月十二日芽三子
一武藏國豊嶋郡麻布ニ生レ安政午歲十二月長門
豊浦郡豊浦ニ移往
一回豊浦藩ニ主ニ毛利元敏
一祿八十石家格馬廻
一父ハ希次母ハ和田氏壽子希次性謹嚴質素小
本朝子馬、故實ハ元ノ伊勢ハ笠原西家、禮法
諸式ニ明ラカ藩主ニ仕ル四世元承元敏ニ君傳
タリ又困難並ニ攘夷、時ニ當リ陣場奉行ノ職
ヲ兼テ後ニ勤功ニ依リ祿五丁石ヲ加増ニ終身利
人席ニ列セラル

書歴履の筆自軍將木乃

藏佐中木玉



(照參頁一五) 狀托依の前直乃自

藏將中田吉

多賀鐵之丞に洋式砲術を學ぶ。

文久二年(壬戌)

十四歳

正月より中村安積に寶藏院流槍術、黒田八太郎に田宮流劍道、

三月より福田扇馬に兵書、歴史を學ぶ。(閏八月十四日、長藩主毛利慶親上書して獨力攘夷に盡さんことを奏請す。十月十二日、勅使三條實美、副使姉小路公知江戸に向ふ。十一月

十三日、長藩士高杉晋作等横濱の、十二月十二日、品川御殿山の英國公使館を燒く。)

文久三年(癸亥)

十五歳

六月十六日、藩學敬業館内の集童場に入學す。十二月、元服し、

名を源三に改め、父希次より吉田松陰著「武教講録」を手寫して與へらる。(長藩士、五月二十三日、佛國船キューチャン。二十六日、蘭國軍艦メデユサー。六月一日、米艦ワイオミングを何れも下ノ關等にて砲撃す。八月十三日、長藩士吉川監物、益田右衛門介藩主に代りて親征のこゝを建白す。十九日、三條實美等七卿西下して長藩に向ふ。)

元治元年(甲子)

十六歳

三月、萩に到り、玉木文之進の門に入り修學。實は無斷家出し

て玉木家に寄食、農業に従ひしなり。(七月十九日、長藩士益田右衛門介、福原越後、國司

信儂等各々兵を率ゐて京都に迫る——所謂蛤御門の變。二十四日、朝廷幕府に命じて長藩を征討せしめ給ふ。八月五日、英吉利、佛蘭西、和蘭、米國の聯合艦隊下ノ關を砲撃す。慶應元年(乙丑) 十七歳 正月、玉木文之進の門に正式入門を許され、國書竝に漢籍を學び、師より松陰眞筆の「士規七則」を授けらる。九月、萩藩學明倫館文學寮に通學し、十一月、栗栖又助に一刀流劍道を學ぶ。(幕府、長州再征の部署を定む。假條約勅許、兵庫開港は許されず。)

慶應二年(丙寅) 十八歳 四月、萩より豊浦に歸りて兵務に就き、五月より山砲一門の長として豊前の國に出戦す。十月二日、奇兵隊と合し、山縣狂介(後の元帥、有朋)、會田春介(後の陸軍中將子爵三好重臣)の指揮を受け、山砲を以て徳力村の壘を破り、呼野——福岡縣企救郡東谷村呼野——に於て左足甲に銃彈擦過傷を受く。名を文藏と改む。(正月九日、弟集作生まる。幕軍、長藩に逼り連敗す。十二月二十五日 孝明天皇崩御。)

慶應三年(丁卯) 十九歳 (正月九日、明治天皇踐祚。)正月、宗藩の命にて萩藩學明倫館

文學寮に入學し、寄宿生となる。(四月十四日、高杉晋作歿す。十月十四日、將軍慶喜參内して政權奉還を奏請し、十二月九日、太政復古を宮堂上に告諭せらる。)

慶應四年——明治元年(戊辰) 二十歳 正月、栗栖又助より一刀流の目錄を傳受す。四月末、誤りて左足を挫傷し、七月、文學寮を退學す。(六月二日、熊野直介戦死。十月十三日、江戸城を皇居とし、東京城と改稱す。)

明治二年(己巳) 二十一歳 正月、報國隊の漢學助教——讀書係——となり、數日にして罷む。十一月、藩命に依りて佛式練習のため伏水(伏見)御親兵々營に入學す。(十一月五日、大村益次郎逝く。)

明治三年(庚午) 二十二歳 正月、山口藩舊諸隊暴動に付、鎮壓のため歸藩を命ぜられ、山口金古曾に戦ふ。三月、伏水に歸營(桂彌一外五名同行)す。七月、京都河東御親兵練兵係として京都に滞在し、十二月二十日、藩命に依りて退營、歸藩す。

明治四年(辛未) 二十三歳 一月十日、豊浦藩陸軍練兵教官を命ぜられ、第一次に御親

兵、第二次に鎮臺召集兵を教育して卒業せしむ。八月上京し、十一月二十三日、陸軍少佐に任ぜられ、二十四日、東京鎮臺第二分營に出張仰付けらる。十二月、舊佐賀藩兵より成る歩兵二中隊を率ゐて信州上田に出張し、城郭を収めて分營を創設す。十四日、正七位に叙せらる。名を希典に改む。(五月十三日、太田市之進即ち御堀耕助三田尻に於て病歿、十六日、玉木正韞妻辰子死去す。)

明治五年(壬申) 二十四歳 一月より二月まで信州諸藩の城郭及び武器全部の還納を了

し、二月二十二日、御用有之出京を命ぜられ、二十七日、東京鎮臺第三分營大貳心得仰付けらる。三月、第三分營尾州名古屋に出張を命ぜらる。(靜子時に十四、父母と共に上京す。)

明治六年(癸酉) 二十五歳 四月十五日、名古屋鎮臺大貳心得仰付けらる。父希次を長

府より迎ふ。五月、金澤營所に出張、舊津藩及び舊彦根藩兵より成る歩兵二中隊を率る縣廳より金澤城を収めて分營を創設。希次をも伴ふ。六月二十五日、叙從六位。

明治七年(甲戌) 二十六歳 三月、名古屋に歸り、五月十二日、家事故ありて辭表提出、

聽されず、非職(四箇月)となり歸郷。六月、母壽子並に弟妹を長府より東京に伴ふ。九月十日、陸軍卿傳令使仰付けらる。

明治八年(乙亥) 二十七歳 九月三十日、依願習志野々營演習參謀仰付けらる。十二月

四日、陸軍卿傳令使を免じ、熊本鎮臺歩兵第十四聯隊長心得仰付けらる。

明治九年(丙子) 二十八歳 十月二十五日、秋月の賊追討仰出され、小倉城警備、後に

部下聯隊を率ゐて豊前の國豐津に出張す。(二十六日前原一誠舉兵、玉木正誼之に参加して三十一日戦死し、十一月六日、玉木文之進自刃す。十二月三日、前原一誠刑死。)

明治十年(丁丑) 二十九歳 一月二十日、小倉營所司令官兼勤仰付けられ、西南役に參

加す。二月二十二日、部下聯隊の一部を率ゐて熊本城に入らんとして果さず、植木附近に於て軍旗を失ふ。二十七日、肥後の國玉名郡玉名村に於て左足脊骨貫通の銃創を受く。三月二十一日、當分出征第一旅團參謀兼勤仰付けらる。四月九日、肥後の國山本郡邊田野村に於て左腕貫通銃創を蒙る。四月二十二日、陸軍中佐に任じ、歩兵第十四聯隊長、小倉營

所司令官竝に出征第一旅團參謀兼勤を免じ、熊本鎮臺幕僚參謀仰付けらる。十月三十一日、希次東京に於て病歿す。(三月二十九日、玉木正之——正誼遺子——生まる。二十五日、福原和勝、久留米病院に於て長逝し、五月二十六日、木戸孝九歿す。)

明治十一年(戊寅) 三十歳 一月二十六日、熊本鎮臺參謀を免じ、歩兵第一聯隊長に補せらる。三十日、鹿兒島逆徒征討の功に依り勳四等に叙し、年金百八十圓下賜。六月二十五日、歩兵彈藥盒様式の儀に付砲兵會議に出席仰付けらる。八月二十七日(戸籍面は九月三日)鹿兒島藩士湯地定之四女阿七——シヅ——と結婚す。(靜子時に二十。)(五月十四日、大久保利通宛及に付る。)

明治十二年(己卯) 三十一歳 (八月三十一日 皇子明宮嘉仁親王——後の大正天皇——御降誕。) 三月六日、歩兵内務書第三版取調係兼勤。八月二十八日午後九時長男勝典生まる。十一月、赤坂新坂町五十五番地に邸宅を設け、芝西久保櫻川町より移轉す。十二月二十日、正六位に叙せらる。

明治十三年(庚辰) 三十二歳 四月二十八日、歩兵大佐に任じ、六月八日、從五位に叙せらる。二十二日、實地演習視察のため伊勢の國龜山地方に出張す。

明治十四年(辛巳) 三十三歳 八月六日、村田銃竝に「ビボーマルチニ」銃彈製造取調委員仰付けらる。十二月十六日、次男保典生まる。

明治十五年(壬午) 三十四歳 十二月二十五日、歩兵彈藥携帶具様式取調の件につき砲兵會議員仰付けらる。(一月三日、岳父湯地定之歿す。四日、軍人に勅諭を賜ふ。)

明治十六年(癸未) 三十五歳 二月五日、本職を免じ、東京鎮臺參謀長に補せらる。七月七日、各營所巡視竝に沿道地理實檢のため管下を巡回す。十一月九日、御用有之宇都宮營所に出張す。(七月二十日、岩倉具視歿す。)

明治十七年(甲申) 三十六歳 四月十七日、御用有之佐倉營所及び房總海岸地方に出張し、五月二十二日、高崎分營、新發田分屯隊竝に新潟、静岡兩駐在所を巡視し、沿岸地理實査のため巡回す。十一月二十日、歩兵第二聯隊第三大隊長途行軍演習視察のため加納山

地方に出張す。十二月十三日、歩兵第十五聯隊第一大隊行軍演習視察のため群馬縣妙義町地方に出張す。(十二月四日、朝鮮京城の變起る。)

明治十八年(乙酉) 三十七歳 二月九日、御用有之神奈川縣三浦、鎌倉、久良岐三郡及び房州館山地方に出張す。四月七日、勳三等に叙し、旭日中綬章を賜ふ。五月二十一日、

陸軍少將に任じ、歩兵第十一旅團長に補せらる。七月二十五日、正五位に叙す。

明治十九年(丙戌) 三十八歳 四月十八日、長女恒(ツネ)生まれ、七月十三日、熊本に於て死亡す。十月二十八日、從四位に叙せらる。十一月三十日、御用有之歐羅巴に差遣、

獨逸國留學仰付けらる。(陸軍少將川上操六も同行。)

明治二十年(丁亥) 三十九歳 獨逸留學中。(靜子時に二十九。)(三月十四日、海防整備の勅語を降さる。)

明治二十一年(戊子) 四十歳 六月十日、歐羅巴より歸朝す。八月三十一日より第十

一旅團管下各縣徵兵署を巡視す。

明治二十二年(己丑) 四十一歳 三月六日、三男直典生まる。九日、本職を免じ、近衛

歩兵第二旅團長に補せらる。五月二十日、直典逝く。(二月十一日、憲法發布せらる。)

明治二十三年(庚寅) 四十二歳 七月二十五日、本職を免じ、歩兵第五旅團長に補せらる。(十一月二十九日、第一回帝國議會開かる。)

明治二十四年(辛卯) 四十三歳 四月、栃木縣那須郡狩野村石林に別莊を設く。これ吉

田品子より金一千四百圓許を以て讓受けしもの。五月十日より第五旅團管下各縣徵兵署を巡視す。十月、震災の砌名古屋市被害者に救助として金員施與に付褒狀下賜。

明治二十五年(壬辰) 四十四歳 二月三日、休職仰付けらる。休職九箇月。十二月八日歩兵第一旅團長に補せらる。

明治二十六年(癸巳) 四十五歳 四月十一日、正四位に叙せらる。七月十六日、第一旅管各府縣徵兵署を巡回す。

明治二十七年(甲午) 四十六歳 五月二十九日、勳二等に叙し、瑞寶章を賜ふ。八月三

十日、勳員令下り、二十四日、清國に對して宣戰の大詔發せらる。同日、部下旅團を率ゐて東京を出發し、十月十六日、宇品出帆、日清役に參加。二十四日、清國花園口に上陸す。十一月二十一日、旅順陥落す。

明治二十八年(乙未) 四十七歳 四月五日、陸軍中將に任じ、第二師團長に補せらる。

八月二十日、戰役の功に依り功三級金鵄勳章並に年金七百圓及び旭日重光章下賜、特旨を以て男爵を授け、華族に列せらる。九月八日、金州大連灣を出帆して臺灣征討に向ふ。十月二十二日、臺南に進入し、十月二十七日、南部臺灣守備隊司令官仰付けらる。十一月十八日、二十七八年戰役從軍記章を授與せらる。(十二月二十四日、玉木正韞後室駒子死去。)

明治二十九年(丙申) 四十八歳 四月二十日、凱旋、仙臺に入る。七月十三日、靜子夫人の生母天伊子逝く。十月十四日、臺灣總督に任ぜらる。母堂壽子を奉じ、夫人を伴ふて十一月九日著臺。十二月二十一日、叙從三位、二十七日、母堂壽子病歿す。

明治三十年(丁酉) 四十九歳 四月一日、金一千圓を賜ふ。六月二十六日、勳一等に

叙し、瑞寶章を賜ふ。(十一月十四日、獨逸艦隊膠州灣占領、十二月十八日、露國艦隊旅順口に入る。)

明治三十一年(戊戌) 五十歳 二月二十六日、願に依り臺灣總督を免ぜられ、休職仰付けらる。休職七箇月。十月三日、第十一師團長に補せられ、單身赴任す。(一月十一日、獨逸膠州灣を、三月三日露國旅順大連を、四月三日、英國威海衛を、四月六日、佛國廣州灣を各租借す)

明治三十二年(己亥) 五十一歳 第十一師團長在職中。十一月、清國義和團匪起る。

明治三十三年(庚子) 五十二歳 第十一師團長在職中。七月、丸龜歩兵第十二聯隊第三大隊北清事變に従軍す。(八月十四日、列國聯合軍北京の重圍を解く。十二月二十二日、清國事件講和成る。)

明治三十四年(辛丑) 五十三歳 (四月二十九日、皇孫迪宮裕仁親王——今上天皇——御降誕。)五月二十二日、休職仰付けらる。

明治三十五年(壬寅) 五十四歳 休職中。東京又は那須の邸宅を來往して晴耕雨讀す。

現在の坂町の家屋を新築す。

明治三十六年(癸卯) 五十五歳 休職中。

明治三十七年(甲辰) 五十六歳 二月五日、動員令下り、留守近衛師團長兼近衛歩兵第一旅團長仰付けらる。十日、對露宣戰の詔勅下る。三月十九日、勝典及び保典共に出征す。

五月二日、第三軍司令官に補せらる。五月二十六日、勝典金州北門外に於て負傷、二十七日、死亡す。六月一日、字品出帆、六月六日、陸軍大將に任じ、遼東鹽太澳に上陸。十二日、正三位に叙せらる。十一月三十日、保典二〇三高地背面に於て戰死す。

明治三十八年(乙巳) 五十七歳 一月一日、露將ステツセル旅順開城の旨使者を特派す。

二日、開城の約成る。五日、水師營に於てステツセル會見し、十四日、入城式を舉行す。

二十四日、旅順を發して北進、奉天戰に参加す。九月五日米國ボーツマスに日露講和條約調印。七日、休戰の命降る。十月十六日、平和克復の大詔發せらる。十二月二十九日、法

庫門を出發し、凱旋の途につく。(五月二十七八日、日本海大海戰、露國艦隊全滅す。)

明治三十九年(丙午) 五十八歳 一月一日、旅順に入りて各砲臺を巡視。六日大連發。

十日、字品上陸。十四日、歸京、直ちに參内す。二十六日、軍事參議官に補せらる。四月

一日、三十七、八年戰役の功に依り功一級金鵝勳章並に年金一千五百圓、桐花大綬章を賜

ひ、從軍記章を授與せらる。七月六日、第五、第六、第十二師管特命檢閱使仰付けらる。

八月二十五日、宮内省御用掛仰付けらる。九月八日、プロシア皇帝贈與の「ブルー・ル・メ

リット」勳章を受領、佩用するこゝを允許せらる。

明治四十年(丁未) 五十九歳 一月三十一日、軍事參議官を以て學習院長に兼任す。

四月十六日、フランス共和國政府より贈與の「グラン・オフィシエー・ド・ロルドル・ナシヨ

ナル・ド・ラ・レジオン・ドノール」勳章を受領、佩用するこゝを允許せらる。八月三十日、

叙從二位。九月二十一日、特に伯爵を陞授せらる。

明治四十一年(戊申) 六十歳 五月二十七日、御用有之滿洲に差遣せられ、旅順小案

子山東麓の露國戰死者建碑除幕式に參列す。

明治四十二年(己酉) 六十一歳 軍事參議官兼學習院長在職中。四月二十八日、チリ

國政府贈與の金製有功章を受領、佩用を允許せらる。十一月二十八日、白玉山表忠塔竣工式に參列のため旅順を訪ひ、靜子夫人と共に戰歿せる兩典の跡を弔ふ。(十二月二十五日、玉木正誼妻豐子、金澤市にて死去す。)

明治四十三年(庚戌) 六十二歳 軍事參議官兼學習院長在職中。八月、中耳炎に罹りて

赤十字病院に入院し、十一月、退院す。

明治四十四年(辛亥) 六十三歳 二月十四日、東伏見宮依仁親王同妃兩殿下グレートブリテン皇帝戴冠式參列に付隨行仰付けらる。四月十二日、横濱出帆。六月七日、英國に上陸し、二十二日、戴冠式に參列す。七月二日、フランス。九日、ドイツ。十七日、ルーマニア。二十一日、トルコ訪問。更にブルガリア、セルビア、ハンガリーを経由し、八月十日、ベルリン著、ドイツ皇帝統裁の演習を陪觀す。八月十六日、モスコウを通過し、西伯

利亞鐵道經由、二十八日、敦賀上陸歸朝す。十月五日、ルーマニア皇帝贈與の「グラン・クロア・ド・ロルドル・ドレトワール」勳章並にグレートブリテン皇帝贈與のグレートブリテン皇帝、皇后戴冠式記念章を受領、佩用するこゝを允許せらる。

明治四十五年——大正元年(壬子) 六十四歳 五月十日、グレートブリテン皇帝贈與

の「グラント・クロス・オブ・ゼ・ヴィクトリア」勳章、六月五日、同國皇帝贈與の「グラント・クロス・オブ・バス」勳章を何れも受領、佩用するこゝを允許せらる。七月三十日、午前零時四十三分、明治天皇崩御。九月一日、英國皇族アーサー・オヴ・コンノート親王大喪儀參列の爲來朝に付接伴員仰付けらる。十三日午後八時、東京市赤坂區新坂町五十五番地の自邸に於て 明治天皇の御跡を追ひて殉死し、俱に夫人も希典に殉じて自殺す。(靜子時、五十四。)

大正五年 十一月三日、皇子裕仁親王の爲に立太子の禮を行はせらる。この日乃木希典特旨を以て正二位を贈らる。

希次と妻壽子

◇長府第一の人物

「長府には洵に賢臣がある」（一）裁の藩主から周人の稠座裡に激稱せられたのは、乃木將軍の父なる十郎希次であつた。封建時代にあつては、その藩主に賞せられるこのみでも、藩士としては無上の譽であり、武士としての誇りでもあつた。然るに希次は自藩主からでなく、他藩主——それが長府藩のためには本藩である處の防長の大主たる裁の藩主——毛利侯から推稱せられたものであるだけに、面目を想ふべく、又如何に卓越した人物であつたかをも察すべきである。

人材雲のやうに輩出した裁の藩主であり、防長の大主である毛利侯から「長府には洵に賢

臣がある」（二）稱へられた乃木十郎希次は、抑、如何なる人物であつたらう。乃木家の祖先は、宇治川の先陣争ひで名高い佐々木四郎高綱に出で、をるが、こゝには長々其の系圖を記すことを差控へ、「乃木大將事蹟」（四一——二頁）を引用することにす。

乃木氏は宇多天皇第九の皇子敦實親王の後胤、宇多源氏佐々木四郎高綱より出づ。高綱の次子次郎左衛門尉光綱、出雲の國野木に住し、野木を氏とす。子孫近江、出雲、安藝、尾張等に移り、源次左衛門清高に至りて、島山尾張守政長に屬し、明應二年政長と共に河内の國に戦死す。其妻懐胎なりしかば、舊縁を求めて但馬の國守土岐左京太夫に仕ふ。秋綱の玄孫九郎兵衛冬綱、長門長府の藩祖毛利秀元公に仕へ、後故ありて退身す。次子瑞榮傳庵江戸に在りて醫を業とし、武術に達し、弓箭を能くす。天和二年聘せられて長府の第三世綱元公に仕ふ。是を長府乃木氏の始祖となし、世々定府の侍醫たり。其子金右衛門春政長府の宗藩萩城主毛利吉廣公に召されて祿を賜はり、新に玉木氏を稱ふ。傳庵乃ち弟宗對馬守の臣打它壽庵の三男瑞榮隨友を養ひて其女に配す。隨友の長子道伯希和出で、宗

藩主重就公に仕へ、別に乃木氏を興して定府の侍醫となりたるを以て、次子壽伯隨陽家を嗣ぐ。其子文郷故ありて退身し、家名暫く絶えしが、藩主希和の請願を容れ、圭龍周容を祿して隨陽の後を嗣ぎ、以て長府乃木氏を再興せしむ。
この周容の第三子になる龍立周久に子がなかつたので、希和の孫次郎左衛門希健の三男である希幸を迎へて養嗣したが、僅かに九歳を以て夭折してしまつた。そこで希幸の弟になる十郎希次を更に養子にした。少し繁雜に渉るやうであるが、後に必要でもあるので、單簡に乃木家の系圖を示すこゝにする。

豊之助 (母、三輪權之丞女、早世)

大五郎 (松亭、依心亂始末)

女 小金 (早世)

重平 (同藩粟屋彌四郎正貞爲養子)

女 金 (早世)

峯助、次郎左衛門。

希健

母、三輪權之丞女。

誕生、明和元年甲申。

死去、天保四年癸巳一月十七日、行年七十歳。

宿次郎。

女 仙 (松平左京大夫頼啓之助家臣岡斧七郎爲妻)

榮藏 (倉光平藏爲養子)

高藏 (有仲。母、野村才右衛門女)

女 里 (筑前幾岡平太郎爲妻)

女 誠 (尾州丸山支意爲妻)

女 咲江 (出羽岡部四郎之助爲妻)

女 世佐 (幾岡平太郎爲後妻)

女 谷。

峰助 (早世)

女 榮 (爲尼稱智德院)

希幸 (惣吉、乃木周久爲養子)

希次 (喜十郎、十郎。乃木希幸爲養子)

女 留 (爲尼稱順教院)

要藏 (虎之助、繼太田姓)

	御堀耕助
毛利左門	
大見フキ	

喜十郎、十郎。

希次

實父、乃木次郎左衛門希健四男。

實母、野村才右衛門女。

文化六年七月五日養子相續願之通被仰付同十三年二月二十八日深川三十三間堂ニ於テ通シ矢仕リ格別ノ御吟味ヲ以テ醫業被差免馬廻ニ被召仕御心附ノ儀、持掛通り。誕生、文化二年乙丑。

死去、明治十年丁丑十月三十一日、行年七十三歳。
室、家女、龍芝娘秀、後故有ツテ離別仕候。
後妻、土浦藩士長谷川金太夫女壽子。
死去、明治二十九年丙申十二月二十七日、行年六十九歳。

信通 (源太郎)

母、龍玄二女。

毛利元周公近習役ニ被召出。

死去、嘉永二年己酉八月八日、行年二十三歳。

次郎 (早世。母、長谷川金太夫女)

無人、源三、文藏。

希典

母、長谷川金太夫女。

誕生、嘉永二年己酉十一月十一日。

明治四年辛未十一月二十三日陸軍少佐ニ任セラレ、爾來西南、日清、日露ノ各戦役ニ功アリ、累進シテ陸軍大將從二位勳一等功一級伯爵ニ至ル。又臺灣總督、學習院長ニ任セラレ、獨逸國ニ留學シ、兵學ヲ學ビ、併セテ歐洲ノ大勢ヲ研究ス。後英國ニ派遣セラレ。

死去、大正元年壬子九月十三日、行年六十四歳。
室、薩州藩士湯地定之四女シヅ。

死去、大正元年壬子九月十三日、行年五十四歳。

女 キネ (海軍少佐小笠原恒通爲後妻)
母、長谷川金太夫女。

正誼 (眞人、玉木玉韞爲養子)
母、長谷川金太夫女。

女 イネ (長谷川勝太郎爲妻)
母、長谷川金太夫女。

集作 (大館甚五左衛門爲養子)
母、長谷川金太夫女。

勝典

母、湯地定之女シヅ。

誕生、明治十二年己卯八月二十八日。

死去、明治三十七年甲辰五月二十七日、行年二十六歳。

保典

母、湯地定之女シヅ。

誕生、明治十四年辛巳十二月十六日。

死去、明治三十七年甲辰十一月三十日、行年二十四歳。

女 恒(ツネ)

母、湯地定之女シヅ。

誕生、明治十九年丙戌四月十八日。

死去、同 七月十三日。

直典

母、湯地定之女シヅ。

誕生、明治二十二年己丑三月六日。

死去、同 五月二十日。

長府第一の人物と稱へられた乃木十郎希次は、かう云ふ家柄に生まれ、かう云ふ血統を受けてをる。併し希次は幼冲僅かに五歳、未だ東西を辨へざるに他家を嗣ぎ、好む否もにかかはらず、醫として藩主に仕へねばならぬ運命の下にあつた。その祖先が假令名ある武士であつても、希次の曾祖父になる隨友は醫としてたつてをる。随つて希次が醫なる周久の養嗣子になつた希幸の後をつぐこゝになつても、運命を悲しむべきでなく、當然のこゝでなければならぬ。殊に封建の世にあつては、是が當然のこゝであつたが、子供心にも希次は醫し

て一生を終るこゝが本意でなかつた。醫は仁術である云ふが、實は幫間を選まぬ職業でもあるので、氣骨あるものには好まれぬ、醫は希次に厭はしく、武藝を以て藩主に仕へたいの熱望に燃えた。而して希次の望みは達成し、萩の大主をして讃へしむるやうな人物になるに至つたのである。

◇ 穎脱の稚髻時代

何故に子供心にも希次が醫たるこゝを嫌忌したか。武士を以て上位に置く封建の世にあつては、醫を「業家」こか、或は「長袖」こ唱へて輕侮した——こ云ふのは妥當を缺くであらうが、兎に角卑しめたもので、同じ武士であつても、特別扱ひせられた。それに時勢も時勢であつたので、希次の生まれた文化二年云へば、ロシアの使節レザノフが長崎に來て交易を乞ふた翌年であり、漸く樺太、蝦夷の問題が注目を惹き、鎖國中の日本が國際的に伸展の歩一步を踏出さうこして惱み、新學即ち蘭學の隆盛を見た時代であり、泰平の夢が次第に破

られやうこする氣運を孕みつ、あつた一種の過渡期であつたのである。

時代は唯だ武士が美しい佩刀を裝飾物として愛玩しつ、あつた頽廢の風を排除し、實力の重ぜらるゝ傾向を著しく剛致しようこしてをる。幼い希次は此の時代の雰圍氣に刺戟せられた、めもあらうが、同時に其の剛健、尙武の天稟にも依つたであらう。殊に世才こ辯口を必要とする醫家こしてたつここが嫌ひであつたので、匙取る術を習熟しようこはせず、未だ黄口の身でありながらも、只管に手に武器を執り、且つ幼者にも似ず熱心であるこ共に、上達も速かであつた。弓矢こ云はず、馬術でも、劍道、槍術に於ても、希次こ同じ年齒のもので希次こ太刀打の出来るものはなかつたこ云ふ。天稟に加ふるに熱心であり、全力を注いで修鍊せるがために、元眼前に希次は一人前の武士こして立つここの可能なる極めつきの若者こなつてゐたのである。

然らば希次は管に武道に於て練達したのみであるかこ云へば、決して左様でなく、武家故實並に禮法に就ても修養を怠らず、文事にも心を十分に傾けたので、後には小笠原流禮法の

大家松岡辰方の門にあつて、その高足となり、師の歿後には子の義明を指導して自ら授業を代擲した云ふ事實に徴しても、斯道に於ける希次の深い蘊蓄を知るべきであらう。かう云ふやうに希次は武事にも、更に文事にも嗜みある武士となつたので、藩内に於ても、精進して撓まぬ希次を推稱せぬはなかつた。將來に誰もが囑望したのである。

こゝに於て希次が其の家業である醫を嫌忌し、本格の武士になりたい云ふ志望を以て不可なりとするものはなかつた。當時は前に記述したやうに、時代は漸く伸展し、將に急轉せんに、泰平の夢に亂舞し、武事を顧みるものなく、頽廢の中に平然と生きてをつたが、猶ほ希次のやうな少年を笑ふものはなく、その志望を遂げるために斡旋しても、妨げるものはなかつた。そこで養家に於ても希次の志を殊勝なりとし、親戚間の賛同を得、遂に「希次のやうな武事を好み、又之に達したものは、強ひて家業を繼がしむるよりも、寧ろ本格の武士として立たしむるが本人のためであり、一藩のために好いこゝでなければならぬ」云ふ

ので、重臣を経て藩主に之を願出たのである。

この願出では決して中途で阻まれるやうなこゝがなかつた。乃木家の系圖に依れば、希次の項に「文化十三年丙子二月二十八日、深川三十三間堂ニ於テ通シ矢仕り格別ノ御吟味ヲ以テ醫業被差免、御馬廻ニ被召仕、御心附ノ儀ハ持掛通り」云ある。實は希次の醫たるこゝを差免されたい云ふ願出であつたので、弓術を試みるために深川の三十三間堂で通し矢をなさしめるこゝになり、その結果は甚だ満足すべきものであつた。成績は十二歳の少年に云ふよりも、立派な一人前の武士に於ても見出し難いやうな優秀なものであつたがために、重臣に於て賞揚したのみでなく、藩主の元義公の嘉賞する處となり、直ちに希次の願ひは聽届けられ、家祿も亦元通り八十石を以て馬廻に云ふ士班に列せられたのである。

この事實に依つて希次で人物を考へるこゝが出来来る。而して年齒も僅かに十二に云ふのであるから——十二歳の少年が一人前の武士にあつてさへも、尙且つ難んずる弓術に於て手腕を示したこゝから推量しても、その他の武事に於ける修鍊の程を想像すべきであらう。こ

こには希次が十二歳で深川の三十三間堂で通矢をしたことがあるが、桂彌一氏は「十六の年であつた自分は何も聞いてをる」を語つてゐる。十二歳か、十六の年か。何れにしても希次は武事の修練を怠らなかつた。而して泰平の夢に亂舞するが如きことなく、慨然として剛健の氣を培養し、質實の風を鼓吹し、武士らしき武士、他から非難を打たれるやうなここのない鋼鐵のやうな人物になつた。全く長府五萬石の藩中に於ても、注目せられる丈の資質あるものになつたので、萩の藩主から「長府には洵に賢臣がある」を言葉極めて推稱せられたこと云ふことは、當然であるを見るべきであらう。

乃木十郎希次は、斯かる人物であつたのであるが、この人を十分に知るものは「希典は要するに希次の型を完全に享けたもので、希次を知らうとするものは希典を見れば、そこに知らうとする一切を必ず見出すであらう」を語つてをる。確かに牢記すべきことであると思ふが、乃木將軍の少年時代を語る以前に、更に希次に就て私共は語らねばならぬ諸多のものを持つてをるのである。

◇ 人間味は豊富に

長府藩定府即ち江戸詰めのの醫者であつた乃木家は、希次に至つて世業を罷め、その長技を以て主家に仕ふることになつたが、武事に於ても、更に文事に於ても卓越してをつた處の希次は、その精神もスチールのやうな人物であつたので、泰平の夢に亂舞し、日に柔弱に流れつゝ、あつた時代にあつても、この人が注目せられ、登用せられない筈はなかつた。聽て簡拔せられて藩主家の驛方を承はるゝ同時に、藩士のためにも師範に仰がれることになつた。唯だ形式を以て一時を僅かに糊塗するやうな人でなかつたがために、この師範の下にあつて鍛錬されることを窃かに苦痛とするものもあつたであらう。併し具眼の士は畏敬して其の風化する處の尠少でないことを欣したのである。

藩主元運の時代になつて、希次は銀姫（後の安子の方）の御傳役を仰付けられた。この一事を以て希次の信望を知るべきであるが、蓋し故實に通じ、禮法に達したものが長府の江戸

邸では希次を外にしてはなかつた。否な、なかつたのでなく、あつても希次に及ぶものがない。かつたからである。而して銀姫の御傅役を仰付けられた希次は、文字通り忠誠の限を姫君のために盡し、その玉成に励めたが、苦心は酬ひられた。即ち銀姫は後に長府の本藩である萩藩主の世子元徳——維新の大功臣——と結婚したが、この時に光榮あり、且つ責任の重い式禮の總てを司配したのは、實に希次であつた。その冴えた手腕は曾に長府に於て噴甚してをつたのみでなく、この機會に萩の藩士の間にも著聞するに至つた。そして流石に「長府藩には人物がある」——と思はしめたのである。

かう云ふやうに希次は、銀姫のために故實、禮法の師となり、その結婚に際して式禮の總てを司配し、藩のためにも、個人にしても甚だ面目を施した。そして世子夫人の溫良貞淑である許りでなく、文學その他の諸技に通じてをろこみには、萩藩主敬親の心から推服する處となり、これ一に希次の輔導、傳育の宜しかつたがためである。云ふので、防長の大王自ら「長府には洵に賢臣がある」——と激賞するに至つた。この言葉を聞いて希次は、窃かに感激の涙

を押しし得なかつたであらう。併し回顧すれば、姫の傳育に當つて以來は、全靈を捧げて愛惜しなかつたのであるが、不幸にして姫が痘瘡に悩んだ當時の如きは、殆んど晝夜を分たず看護に盡し、何十日かを枕邊から離れず、重症も此の看護ありしがために快癒した。傳へられた。その勞苦が聽て激賞を以てむくひられ、噴甚の評もなつた。希次の涙ありしも無理からぬこゝであらう。

——希次の歩いた足痕を辿れば、そこに忠誠の士の典型を見いだすのであるが、斯く忠誠の士であり、剛健の氣を培養し、質實の風を鼓吹するの人であつたがゆゑに、四角四面の石地藏が鹿爪らしく袴をつけたやうに、頑固で、人間味のないものであるかに想像するであらう。然るに希次は「長府藩の兒島高德」も云はれたこのこゝであるが、決して理由のない一徹者でなく、人間味に缺乏した頑固者でもなかつた。時の士人が日に柔弱に流れるのを慨歎し、他を痛罵して快みするやうな偏狹、且つ孤高の跡はなかつた。唯だ禮節に爛はざるものある場合であるか、或は非違を通さうとするものには、假借する處なく諷刺し、諫告

を試みもしたが、希次は自らの領域を超えて清節を誇らうとする輕佻の人ではなかつたのである。

これは希次が長府に移つてからの逸話であるが、長府から萩の親交ある玉木家を訪ふたころがある。時刻は既に七時を過ぎてをつたであらう、兎に角其の時玉木家では夜の食事を終つてをつたが、希次は未だ晚餐を認めてゐなかつたらしいので、夫人の辰子——玉木文之進の令室——は、親しい間柄でもあるので、希次に向つて、

「失禮では御坐いますが、御食事を差上げたいと存じます。あり合せの麥飯ではありまするが……」

「其の意向を問ふた。事實未だ食事をしてゐなかつたので、希次は例のやうに殷勤に、親しい間柄ながらも、決して禮儀を失はず、

「麥飯で誠に結構でゐる。時刻過ぎに推參し、御手数をかけて恐縮の至りぢやが、頂戴仕ることにいたしませう」

「麥飯にトロロ汁で晚餐を攝るこゝになつたが、箸をこつた希次は、空腹であつたのであらう。頻りに御換へ更に御換へしたので、剩つてゐた飯櫃は空になつてしまつた。そこで女中が窃かに辰子に「幾何炊きませう？」と小聲で問へば、辰子も低く「五合……」と答へるのであつた。五合の飯の出来るまで待つてゐた希次は、新しい五合の飯をも亦平けてしまつた。再び女中が「何合炊きませう？」と問へば、辰子は囁くやうに「三合も……」と答へた。勿論、この問答は筒ぬけに希次にも聞えたが、素知らぬ顔で差控へてをる。寧ろ愉快に感じてるたのであらう。

新しい三合の飯は希次に出されたので、些の會釋なく之をも亦平けてしまつた。驚いたのは女中である。狼狽しながら三度目の指揮を仰いだ。その時に辰子は微笑しながら「一升炊いたらい、だらう」と答へた。急いで女中の行く後姿を眺めてゐた希次は「最初に先づ五合の飯はあつたであらう。次に五合、引續いて更に三合、併せて一升を超えてをる。この上に一升は到底喰へまいから……」と獨り點頭きながら、

「最早十分に頂戴仕つた。この上の手数は甚だ恐縮でありまするぢやで、これ丈けで結構でムる」
「始めて辭退した云ふ。一升三合の飯を悠々平げた希次、窃かに主婦と女中の問答するのを聞きながら微笑しつゝ、知らざる眞似をしてをつた希次、そこに人間味が豊富に盛り込まれた人物であることも稽へられるであらう。乃木十郎希次の半面には、斯かる滋味の伴ふものがあつたのである。」

◇ 試煉にも堪へて

乃木十郎希次は、かう云ふ人物であつた。然るに希次は最初喜十郎と稱へたが、或人戯に「少しく言葉を減せられよ」と言ひしに「さらば先づ名前より削らん」とて喜の字を去つて十郎と改めた。流布の乃木氏の傳記には記されてをる。併し事實は饒舌家でなく寡黙の質であつたがゆゑに、果して希次が他から「言葉を減せられよ」と諫告せられたか疑

ふ餘地がある。私は希次が喜十郎を十郎と改めたのは、親戚のものから「喜十郎は金使ひが荒い」と非難がましく云はれたので、然らば名前から先づ節約することに致さう」と惜氣もなく喜の一字を減ずることになつた。承知してをる。それでない可怪しい、云ふのは——幼沖にして頻りに武事に熱し、文事にも心した希次云ふ人物の眞面目と合致しないから……事實に照しても、嘉永六年十一月二十三日、徳川家定に將軍の宣旨を賜ふために、大納言三條實萬並に前大納言坊城俊明が勅使として江戸城に登城するに際し、その警衛を命ぜられたのが長府の毛利家であつたが、この時に勅使の御跡乗りを仰付けられたのは、

三條大納言様御跡乗 桂助左衛門
坊城前大納言様御跡乗 乃木喜十郎

であつた。記録にも残されてをる。嘉永六年云へば、希次が四十八の男盛りの頃であり立派に「喜十郎」とあるので、その名前から喜の一字を減じたのは、この後でなければならぬ。こゝに於て青年の頃に「言葉が多い」と非難せられたがために、名前を減じた。記述せ

るこの誤りであるのも判明するであらう。言葉多きは實少しせられる。さう云ふ爲人であつたならば、剛健、質實を望むことが出来ぬのみでなく、希次云ふ人物を彷彿し能はぬのである。

然らば、希次は果して金遣ひが荒かつたであらうか。江戸に在つた時代の乃木家の俸祿は八十石であり、長府に移つてからは五十石となり、後に百三十石に増されたが、八十石——百三十石取りの武家が他から「金遣ひが荒い」に非難がましいことを云はれたことも、決して似合はしくないやうであるが、その生涯を通じて希次は確かに「金使ひが荒かつた」らしい。素より酒色のためにするものでなかつたが、武士として必要なものは、不相应に他人に見えるものをも準備し、購ふものは例外なしに最上等のものを選定することにしてをつたので、理由を知らぬものには贅澤も、金の使途が少からず放埒にも映じたであらう。併し希次としては、一旦事ある場合に武士として其の面目を汚さず、些の遺憾なき働きの出来るものを常に用意してをかねばならぬ云ふ確信に基いたものである。

更に希次は若し借款を申しこまれる場合には、決して拒否しなかつた。假りに自分に持ちあはせがなければ、他から融通して來ても相手の望みを達成させるやうにした。而して希次に借りたものが返済しようとするれば、それを止めて「御返しには及ばぬ、又希次が必要の時には御借りするから……」と受取らなかつた。悉く左様であつた云ふのではないであらうが、大體に於て左様であつた云ふ。そこで「十郎さんに借る金持ちになる」に親しい人は笑つてゐたことも亦傳へられる。乃木將軍が他に用立て、も、決して證書を取らず、取つても「一金×圓、右正に御預け致候也、年月日、××殿、乃木希典」に記したことも、父の希次と同じ筆法に見るべきであらう。

かう云ふ人物であるがゆゑに、藩主並に藩士の間に信望を得ても、而して嚴格であり、謹直であつても、他から嫉視せられ、排斥せられる云ふやうなこのあらゆる道理もない。然るに安政五年二月、即ち銀姫の婚し、萩の大王からも「長府には洵に賢臣がある」に激賞せられた後に、希次は政務に關する建白をなし、爲に忌諱に觸れて歸國を命ぜられることにな

つたが、この嚴命に逢ふと同時に、希次自らも決心する處あつた。「乃木大將事蹟」(四三頁)にも、

……父君深く思ふ所あり、家墳の祭祀を絶たざらんが爲に、三月先づ七歳の長女キネを江戸に留めて親戚の養女をなし、次女イネ分婉の後、幾何もなき母君の肥立を待ち、十一月に至り、十歳の大將、五歳の真人、當歳のイネ三子を携へ、僕長助を伴ひて母君と弟妹は駕籠に乗り、父君と大將は徒歩にて東海道を下り大阪に赴く。

こあるが、これに依つて推察しても、「嚴命」が死を意味するものであつたらしい。果して「政務に關する建白」は如何なるものであつたらう。喬木には風徒に多し、希次が餘りに嚴格、謹直であつたがために、藩の要路のものに忌避せられ、爲に陥穽に落ちたものであらうか。私は左様でなかつたに聞いてをる。事實は時の藩主を擁するものが希次の建白にして行はるれば、隠退せねばならぬことになるので、自分達の都合から巧みに藩主に對する不敬を云ふことに藉口し、終に希次を江戸から長府に追ふたのである。

嘉永五年閏二月二十七日、長府藩主毛利元運逝去したが、子の元敏は未だ三歳であつたがために、元運の甥になる元周が嗣ぎ、元敏長ずるの後之家督を讓るこゝになつた。こゝに於て希次は、安政五年には元敏も既に十歳になつたので、建白を試みた。然るに藩主である處の元周よりも、これを擁する一派の執政者が驚愕、狼狽した。何故か品質すまでもなく、希次の建白通りになつて、元周が隠退すれば、これに伴ふて各自も政柄を棄てなければならぬからである。こゝに於て希次を斥けてしまへば、かう云ふ建白を試みるやうな硬直の士はないであらうと云ふので、終に歸國——云ふが、江戸に生まれて江戸に育つた希次としては、恰も島流しのやうに——長府に移住を命ぜられたのである。

かう云ふやうにして希次は、遂に長府に追はれてしまつたが、恰も壽子は妊娠中であつた。併し事情が外ならぬ事情であるので、出發を急がねばならぬ。こゝに於て「人情として忍びぬが墮胎したら……」と云ふものもあつたが、生まれる時期を待つこゝになり、猶豫を特に願出で、許された。そして次女のイネも生まれたが、家族は多く、貧乏であり、旅費も

足りないので、演説書を提出して路用即ち旅費を拜借したい。藩の要路に歎願した。希次の認めた「演説」の草案がある。こゝに記すならば、

演説

私儀此度御在所勝手被仰付候處、兼々内證逼迫仕、江戸表引拂難相成、御銀拜借の儀、乍恐再度迄も奉願、御貸渡を以て、漸内借等取形付立仕候。右御銀著の上は早速返納仕候様御沙汰御座候處、子供連旁々道中も日數相掛り、諸色高値の時分、案外入費に相成、著致候而も、借宅且朝夕之諸道具調、仕度にも何角物入多く、向後取渡りも如何成行可申歟必難溢仕候。索々親類好身のものも少く、地借等の手段不三相成、右御銀返納の義一切仕方無御座一奉恐入候。重て恐多儀に御座候得共、格別之御慈悲を以て、何卒宜敷御吟味仰付被下候は、難有仕合可奉存候。御時節柄も不辨、度々御厄害筋奉願候段、甚奉恐入候得共、前段の次第、不_レ得_レ已事此段奉願候。以上

安政五年

乃木十郎

こあつて、月日は記してないが、安政五年十一月に江戸から豊浦に下つてをるので、その時に提出したものであらう。「重て恐多儀に御座候得共、格別之御慈悲を以て、何卒宜敷御吟味仰付被下候は、……」云々ある文面から考へれば、豊浦に移つてから借用したものを返納するやうに催促されるが、督促に應じて返納するこゝが出来ぬので、格別の吟味を乞ふたものであらう。當時の乃木家の生活が此の「演説」に依つて明了する。その苦しさは容易なものでなかつたこゝが察せられるのである。

家族は多く、手許が不如意であるのみでなく、長府には「親類好身のものも少く」て、膝突き合せ相談すべきものさへもない。假りにあつても、元周派に排斥せられ「不敬漢」にして歸國を命ぜられた希次であるがゆゑに、この人に便宜を與へ、同情を寄せたがために、權臣達から如何なる歿義道の仕返しをされるか分らぬので、陰に同情するものも、公々然に希次に近づくこゝが出来なかつた。安政五年十一月、江戸を追はれるやうに出發して東海道を

徒歩で京都に著き、伏見から川船で大阪に到り、大阪から船によつて——十二月、長府に著いた一行は、寒風荒む外浦の濱邊に、豫て武士の必需品として準備してをいた乃木家の定紋のある幕をうち、髪をゆひ、子供にも結んでやつて、皆な禮服に改め、希次は直ちに藩邸に歸國の旨を届出であるために出頭した。併し屋敷も、假り屋敷も、希次のためには、何の沙汰さへもなかつたのである。

そこで希次は海岸に張られた自分の幕に引取つた。疲労し切つた家族も不安に堪へなかつたであらうが、「死」を覺悟した我が希次も石のやうに沈黙する外はなかつた。豫て用意の中に梅干を入れ、外に醬油を附けた握飯を食つてから希次は、改めて「自分は不首尾で國詰を命ぜられたが、或は割腹を仰付けられるかも知れぬ。その時の卿等の覺悟は「ごうぢや」申聞けられた利那には、皆な慄然たらざるを得ず、寒い潮風に曝されつ、一言も語るものすらなかつた。……そこに「私が御泊め申ませう！」と俠氣ある小申屋が希次其の家族を泊めることになつた。この申出での温かさに感謝して希次は、小申屋に宿泊し、深く謹慎し

て命をまつた。當時に於ける希次其の家族の心事は察すべきである。

◇子供に國境なし

他國にも等しい長府に移り、謹慎して死を覺悟してをつた希次には、死でなく「百ヶ日の閉門竝に五十石に減祿」云ふ意外の軽い處分が申しわたされた。こゝに於て思ふ、希次が若し藩主の爲に激怒を受け、爲に歸國を命ぜられたものであるならば、斯かる處分では許されず、窃かに希次が覺悟してゐたやうに「死」の極刑も科せられたであらう。併し要路の權力者の策動に出でたものであるがゆゑに、この軽い處分で濟むことになつたものでなければならぬ。藩主家が希次の功を牢記し、且つ人物を惜しむことの尋常でなかつたことを想ふべきであらう。

時に希次は四年越しの痔疾に苦しみつゝあつたが、長途の旅行のために、更に病勢を加へた。併し閉門の間は端然と袴をつけて正座し、文字通り謹慎してをつた。この受刑中は小申

屋から中ノ町の濱の附近の藤田家を借受けて住むことになつた。勿論、狭く、又汚い家であつたが、餘財云ふものがなく、家祿を五十石に削減されてしまつた乃木家としては、さう云ふ借家に住む以外に道はなかつたのである。

乃木將軍は僅かに十歳にして父母と共に長府に移つた。父なる希次が四十五、母なる壽子が二十二の嘉永二年十一月十一日、江戸の麻布日ヶ窪長府藩主毛利氏屋敷内の乃木家で呱呱の聲をあげたのであるが、名を無人と呼ばれ、襦袢の頃には強健の子でなかつた。母の壽子が「無人が弱かつたものですから、神佛に丈夫に生ひたりまするやうに祈願を籠めまして。麻布の龍土町から淺草の觀音様まで無人を背負つて私は何度も參詣致しました」云々近のものに沁々語つてゐたことから推測しても、幼い無人の健康のことで惱まされたものであることが十分に窺はれる。母は淺草の觀音様に、そして父は王子の稻荷社に「この子健かに生ひた、せたまへ」云々祈念したのである。

殊に希次としては、先妻秀(養父周久の女、後故ありて離つた)との間にうまれた長男の源

太郎信通は、成人して藩主の近侍ともなつたに拘はらず、青春二十三で他界し、更に後妻の壽子の生んだ次郎も、生後間もなく夭折してしまつた。二人の男の子供を失つたもの、心理は、子供を持ち、子供を失つたものでなければ諒解し得るものでない。況んや封建の世の武家に於てをやである。子供を失つて憂鬱になつてゐた希次の第三子は、男兒！男兒であつた。それ丈けに希次は喜び、且つ光明を感じたが、名は無人と命じた。俗に名は實の實云ふ、無人てふ名にあやかつたのか、生まれた無人は別に虚弱云ふ程度でなかつたにしても、丈夫でなく、果して成人し、乃木家の跡目を繼ぐことの出来るものにならうかとの掛念に堪へなかつた。そこで神佛に祈るに同時に、この子を健康に導くために苦辛をも積んだ。そして僅かに十歳で東海道を徒歩で父に京都までも行くことこの出来る子たらしめた。考へれば、無人は強くないやうに外見はあつたかも知れぬ。併し世間に現に流布しつゝあるやうに、無人即ち泣人であつたかは疑ふべきである。僅かに十歳で東海道を大人と共に徒歩で京都に行くことこの出来る子は、今日に於ても尙且つ珍せねばならぬからである。

『乃木大將事蹟』(四三—四頁)に「此道中に、大將は屢々母君に縋りて漣々漣々泣くこゝあり、母君之を問へば、空腹なりと答へ、さらば其由父上に告げよといへば、呵られはせずやきて黙止したりといふ」令妹長谷川イネ子夫人の談話が掲げてあるが、「この時、左様に泣いたのは無人でなく、未だ五歳であつた眞人の誤りであらう」乃木家の血縁のもので強く否定する人もある。併し無人が父の境遇に窃かに配慮し、何彼に遠慮したこゝは、決して無理も考へられぬ。母の壽子も、子の無人も、全く心細い其の日其の日をすごしたこゝであらう。希次が閉門に減祿に處せられても、死でなかつたので、乃木家の人々は吐息するに共に、無人も新しい借家に移つたが、閉門の間は屋敷から一歩も出ることが出来ぬので、寂しい日々を送らねばならなかつた。

火のきえたやうな我家を出で、庭の片隅に積んである掛木——薪のこゝ——に登り、茫然と四方を眺めてゐた無人に向つて、

「おい！」

「唐突に聲をかけたものがある。不意に聲かけられたので、聊か喫驚して見れば、道一つ隔てた隣家に住む無人と同じやうな年齒の子供がニコ／＼しながら呼んでゐるのであつた。そして少年は無邪氣に、

「君が引越して来た乃木さん？」

「問ふので、引きずられるやうに無人も之に應答した。長府に来て最初に口をきいたのも最初に遊んだものも亦此の少年であつたので、寂しい無人に取つては、最初の友を見出したこゝが嬉しかつた。そして無人が、

「君の名前は？」

「問へば、相手は無邪氣に、相變らずニコ／＼しながら「僕は諸葛一郎云ふのだよ」名乗るのであつた。全く子供には國境がない。この二少年は一見して恰も舊知の如く、それから毎日のやうに掛木の上で相語り、閉門の期が満了してからは、互に往來して交も一日は更に一日濃かになつたが、後に一郎は直澄名につて官途から實業界に、無人は希典な

つて陸軍に出で、俱に頭角を抽んで、この二人の間の交情も美しく持續し、直澄が世を希典より先にした場合にも、心から希典は哀しみ、諸葛家の面倒を見たのみでなく、自及するまで其の遺族も親しく交際し、秋毫も變らなかつたのである。

◇貧乏のドン底に

漸く希次の科せられた閉門の期も満了したので、乃木家の人々は普通人のやうに表門から出入するこゝが出来るやうになつた。併し希次は「刑餘、不淨の身であるから……」と謹愼し、猶ほ引籠つてゐた。而して閉門の時に使用せられた青竹を藩の役人に乞ふて貰受け、それで箸をつくつて要路のものや知人間に「これは拙者が閉門仰せつけられた時の青竹で削つたものでゐる。記念に差上げる」と自ら配付したと云ふ。乃木十郎の眞面目が躍如としてゐる。併し壽子には生活苦がひしく、ミ力強く迫つた。江戸にある頃には、別段に不自由もなかつた。八十石取りの武家であるがゆゑに、勿論、左して餘裕のある筈もないが、壽子

しては生活苦に直面するやうなこゝもなかつた。唯だ希次が交際上に潔癖であつたので、その方の費用が嵩んでも、臺所元で節約して行けば、決して襤褸を出すやうなこゝもなかつたにもか、はらず、長府に於ては、流石に賢い壽子をして茫然たらしめ「死」をさへも、尙且つ思はせるこゝが往々あつたのである。

希次が歸國を命ぜられ、江戸から長府に至る旅費のみでも、その頃は費用が極めて僅少で濟んだにしても、自費であつたがために、乃木家としては容易でなく、藩から借用して漸く事足りた。それに希次が清廉の士であり、又以て交際上に潔癖であつたので、蓄財も云ふものがなく、費用は嵩むのみであつたので、閉門百ヶ日の満了するまでに生活苦は押寄せた。如何にして喰ふべきか、問題であつた。併し「良人に此の苦勞を知らせたくない」この心遣ひも無人から力づけられて勇氣も湧いた。當時「若し無人なかつせば、子供心にも慰藉する無人がゐるなかつたならば、或は壽子は倒れてをつたかも亦知れぬ」のである。

當時の乃木家の家族を見れば、夫婦の間に三人の子がある。即ち無人、眞人、イネであつ

たのが、後には集作が生まれて四人になつた。それに加へて長府に著いてからイネの子守こして雇つた小女のマサ——藤屋の藤光マサ——もゐるのみでなく、江戸から伴ふた長助が馬關で豆腐屋になつて以後は、榮五郎——勝谷を姓こす——を備入れたので、都合八人の家族になる。この八人の口を十分に糊するためには、相當の収入を要するにか、はらず、乃木家の収入、祿さして支給せられるものは五十石に過ぎなかつた。江戸にあつて、八十石を受けたる時代でさへも、決して餘裕があつたのではない。それが半分近くに減少し、更に僅少の祿から借用したものを月賦的に差引かれるので、八人の家族を支へる主婦の苦勞が並大抵のものでなかつたことも想像せられる。知らぬ土地で、生活費を半分近くに低下して行くことが困難であつたことは察せらるゝが、殊に刑餘の乃木家であるがために、左なきだに肩身が狭く、同時に他から彼是こ指さ、れないやうにせねばならぬので、死よりも壽子には生きるこころが苦痛に考へられたであらう。

餘りの重荷を負ふた壽子に心から同情した僕の長助は、乃木家から暇取り、馬關で豆腐屋

になつて以後も、月に何回か機嫌伺ひをかゝさなかつたが、餘りの窮狀を見かねたのであらう。江戸にあるやうな鹽煎餅の製造を勧め、それを自ら馬關の菓子屋に卸賣りもすれば、日用品と交換するこころを手傳つた云ふ。然るに世間には壽子自ら馬關の町々に鹽煎餅を賣歩いたこころがあるこ傳へられてをるが、これは事實でなく、何かの訛傳らしい長府町の故老は之を否定してをる。併し當時の乃木家に怒濤のやうな生活苦が蔭々こ迫り、壽子は失望し、遂に絶望しようこもしたが、子供のこころを考へれば、自然に「何こかして窮狀を脱し、勇氣を出さねばならぬ！」こ自分で自分を勵ます氣持ちになつた。

壽子は鹽煎餅の手製から更に一步を進め、他家の米を賃錢を得、夜更くるまで搗きもした。當時の藩士達は廩米を貰ひ、各自に米搗器を備付けてるたが、窃かに壽子は他家から依頼せられて搗き、僅かながら賃錢を受け、これが爲に不足を補ふこも出来た云ふ。舊藩の頃の婦人は、外出するここさへ思ふやうに出来なかつたが、壽子はかう云ふやうに努力し、生活苦に打克つために働いたにか、はらず、この米搗きに依つて壽子の受ける報酬は、鍋錢

僅かに七文であつた。鍋錢云ふのは、普通の一厘錢の半値にも當らぬものであるが、一厘にも値せぬ七文の鍋錢が其の生活を助けたことに徴しても、如何に此の時代の乃木家が貧乏し、生活苦の壓迫を受けてゐたか、想像せられるのである。

——この頃の壽子が生活苦に悪戦した跡は、痛ましくも後年に現はれた。即ち壽子は絶えず足痛に悩み、道の三丁も歩けば足裏が痛み、一步も進むことが出来なくなつてゐた。希次の未だ存命してゐた頃は、只管に此の苦痛を忍んでゐたが、次第に老い、且つ希次の歿して以後は、近い場所に行くにも、常に俵車を用ひてゐた。そして壽子は誰にもなく「長府にゐる一頃の不自由を思出せば、俵車に乗るのは勿體ないが……」と半ば獨語するやうに辯解してゐた云ふ。乃木將軍は生活苦に悪戦する母の壽子を知つてゐた。俱に相擁して泣いたことも屢次であつたが、その度に奮勵の心を次第に培ひ、困難に堪へる勇氣を養つた。繰返して云ふ「泣人」に笑はれるやうな無人に此の難關がパスし得られるものであつたらうか。私の座右にゐる十歳になつた健かであり、尙且つ我慢強い無二——私の長男——に稽へて

も、十歳の頃の無人が弱い子供でなかつたことを信ずるのである。

◇ 再び春光は輝く

生活苦に直面した乃木家にも光明の輝く機會は來た。假寓も藤野家から菅野家——清右衛門。後の陸軍大將菅野尙一氏の生家——に引越し、又更に後に希次の健康漸く恢復してから江木家——横枕小路にあり——の小邸を二十五兩で買取つて移つたが假令小邸であつても、それを二十五兩で買取つた云ふことからは推量すれば、乃木家に春光の訪づれた左券であり、武士中の武士である處の希次を長府藩が放任して置かなかつたことをも證據だてるものでなければならぬ。

月日は好き事實の闡明者である。正しい希次が一時的に策士のために斥けられても、その人格と才幹とを藩主は窃かに愛惜してをつたので、特に藩主の元周は希次に内命を傳へて出仕するやうに諭した。併し「刑餘の身で御坐りまする」に希次は其の内諭を固く辭退して

しまつた。如何に之を説得するものがあつても「不淨の者が君公の前に罷出でるのは道で御坐らぬ」に殆んど取合はなかつた。こゝに於て亦私は思ふ。若し希次の政務に關する建白が藩主の激怒に逢つて歸國、閉門を命ぜられたものであるならば、刑も左様に輕くなかつたであらうが、斯く刑期の満ちた希次に向つて再仕を特に内諭するに云ふやうなこともなかつたであらう。曩に希次が建白の爲に閉門を命ぜられたのは藩主の咎めからでなく、これを圍繞する權力者の策動に出でたこゝが分明するであらう。

藩主特に内諭しても、頑として希次は再仕を肯じない。こゝに於て元周は本藩主の敬親に具に事情を述べ、敬親から希次に向つて再仕を諭してもらふことにした。勿論、「長府には洵に賢臣がある」に希次を推稱した敬親であるがゆゑに、直ちに希次に其の翻意を促した。この本藩秋の大主の内諭に接した希次は、心から恐懼し、謹んで命に聽從した。そして祿も元通り給せられることになり、元周の後継者となつた宗五郎元敏に後徳山藩の養嗣子となつた平六郎元功の輔導役を仰付けられ、且つ藩學の敬業館に禮法並に武藝を授くることになつた。

た。如何に我が希次の人物の傑れたものであつたかを想像すべきであり、信望の厚かつたことも知るべきである。

我が希次に依つて輔導せられることになつた元敏、元功の二公子は、萩に遊學し、明倫館に入學することになつたので、希次も之に従隨した。萩は長府の本藩であり、又二公子は本藩世子元徳夫人の弟でもあつたので、特に優遇せられたが、希次は二公子を家臣と同じやうに館内に起臥せしめ、輔導役として自分も最も言動を慎しみ、嚴格に數年を過した。例へば風雪の烈しい或日の朝、二公子が講堂に入つて講義を聽かれる。希次も常のやうに椽側に端然と座して謹聽し、雪が其袖にかゝつても、これを他に氣付かれぬやうに拂つて態度を變へない。併し見兼ねて中から「御入りなされ」に促しても、決して希次は入らうとしない。再三促されるので、嚴然と「大殿様は御道中を嘸かし御寒くるらせられませう。十郎如きは此處で結構で御坐ります」に答へたので、聽くもの敬服したと云ふ。この日藩主の敬親は風雪を冒して封内を巡視中であつたのである。

かう云ふやうな希次であつたがゆゑに、二公子の教育も極めて厳格であり、決して假借する處がなかつた。寒稽古にも跣足で、霜の眞白な庭にたしめ、自ら剣道を教へ、終れば冷水を以て洗足せしめたのみでなく、若し公達が希次の旨に背反するこゝがあれば、嚴冬池に裸體のまゝ入り、公子詫びざれば亦出でなかつたこゝもある云ふが、食膳に向つて飯粒を落された場合の如きも「若殿様、御飯粒がおちました、御拾ひになり、御拜になつて御召上りなさりませ、一粒の御飯も百姓の汗で御坐ります」こ直言して憚らず、二公子も亦直ちに其の言葉のやうにした。日常の生活は斯く厳格であり、苟くもせず、そして數年の間に弛緩する處がなかつた。鋼鐵の如き希次は其の信條の命ずるまゝに輔導したが、後に乃木將軍が那須から運び、又他から運んだ米が地上に落ち、汚漬して拾ふこゝが出来なくなつたやうな場合には、その中から三粒を拾ひ、可寧に拜して食した云ふのも、希次翁の遺訓に依るものであらう。

斯く希次は二公子の輔導に當つて厳格であつた。苟くもしなかつたが、人間味を無視して

の厳格ではなく、嚴格の裡に寛宏の風があり、峻烈の間にも綽々たる潤ひがあつた。殊に希次はスチールの如き人物であつたにもかゝらず、多技、多能の士であつたので、文武の道を修鍊する暇には謠曲、仕舞、大鼓云ふやうなものを指南した。二公子は秀才として聞えたのみでなく、かう云ふ方面にも多能であつた。後に元敏が一族の會した宴席に於て一曲を舞ひ、大に一座を驚かしたが、その時に元敏は極めて率直に「これも亦十郎の御蔭ですよ」こ語つた。而して希次の教育法は注意せられ、敬服せられたのみでなく、自然に「長府の十郎」てふ聞えは萩藩の士人間に噴甚するに至つたのである。

「長府藩の乃木十郎」の名は、斯く著聞するに至つた。そして祿も元通り給せられたのみでなく、又更に五十石の加増もあつたのであるが、壽子には未だ心安さを感じしむるものでなかつた。併し一頃のやうに死に直面する苦しさはなくなつた。そして我子の爲に教育のこゝを考へる餘裕が得られ、學問に對して熱中しようとする無人の志をも亦遂げさせるこゝが漸く出來さうになつた。苟かに壽子は幼くして心勞を俱にした無人のために涙せずには

ゐられなかつたのである。

◇我子の家庭教育

漸く何程か生活苦もぬぐはれるこゝになつたので、無人のために壽子が其の前途を想ふことも出来るやうになつた。併し希次は臺所元に頓著なく、我子の教育には、藩主家の若君ご同じやうに嚴格であつた。「乃木大將事蹟」(四九—五二頁)に、

令妹小笠原キネ子の實話

兄は誠に優しい性質で、能く私共を可愛がりました。母の病氣の折には

私共の髪を結び、又私共を連れて遊んでくれました。友達と喧嘩する様なこともなく、寧ろ温順で

ざる方で、友達に泣かされることも多かつたとか申します。

私も三歳の十一月三日の夜五つ時前、麻布くらやみ坂の縁日で、家の者が参詣しますから、兄は其時六歳で同行しました。私は風邪で床に就て居りましたが、兄が土産を持って来ておけると申して出かけ、夫より四つ半頃歸りまして、私の寢間に來て土産と申して、飴の袋を右手に持ち、左手に提燈を

提げて、私に飴の袋を渡す刹那、づしんと下から揺上げる大地震で、行燈の火は消え、兄の持つて居つた燈火一つになり、夫を便に、一同やつと外に出て見ると櫻田町の半鐘の音がします。其内に、方々で半鐘を打ち出し、市中は丸で火になり、一週間位野宿を致しました。其年の夏、弟眞人も出生しました。

兄七歳の頃、寒さの強い時にも、毎日手習や禮式に参りましたが、何分其頃は、心が小さくありましたから、少し気分が悪いとか、何か恐ろしい事でもありませんと、御屋敷の通用門外へ出る事ができず、辨當を腰に附けた儘、夕刻まで通用門に居た事がありました。或日、御門番が最早日が暮れますから、御歸宅なされと申しても、中々歸り兼ねます故、宅まで其事を知らせ、宅から下男を迎に遣し連れ歸りました。父が御殿から下り、暫く様子を見てをりますから、母も下女も下男も、早く御詫を申したがいと、兄に勧めましたが、兄は臺所の入口の敷居の上に立つて、内へは入ることができませぬ。其時父は下男が夕刻の勝手用の水を汲んで参り、大瓶に入れる爲、水桶を卸し、天秤棒を其處に置き、其たのを見て、之を取つて、兄を棒で突落し、其上、下男の汲み置いた水を浴せ掛けました。寒中の事とて、寒氣に堪へ難いので、内輪の者は申すまでもなく、四歳の私まで、泣く泣く父に御詫を致し、二歳

の眞人、驚いて泣きました。こんな事もある代り、両親の申付けは寸分も背きませんで、泣々て其通り致しました。

兄が八歳頃の七月五日午後三時頃、手習禮式よりの歸りに、折柄の大雷雨、大雷の中を、傘を差し草紙を背負ひながら、御屋敷内の坂の多い處を（乃木の宅に行くには二つの坂あり）、雨に濡れて一層重みを増した葉附の竹を二本持ちながら、聲を立て泣く／＼引摺つて歸りますのを聞いて、私も内支關に出で見ると、足はビシヨ濡れ、哀な姿なので、之を見たら私も泣出しました。是は宅を出る時に、母から七夕に入用の竹を二本御門番に頼んであるから、買つてあつたら持つて歸る様にと、申付けられたからであります。其處へ酒屋の用聞き参り、實は餘り大雷雨故、御案じ申して、主人の申付け、御跡から参り、折々竹を持ちませうと申上げて、母の申付けから頼まぬとの事で、實に恐れ入りましたと申して其者は歸りました。此日は父は御殿の當番で、内に居りませぬけれども、母が平生嚴重で、少しでも言付け背くと、ひどく叱られるので、今日も此通りにしたのであります。

兄九歳の時、或る日母から、今日は筆も墨も求めてないから、用達の店に往つて買求め、此天保錢をくづして貰ひなさいと申付けますと、兄は初めての事でありましたから、不思議な顔付をして、何を以て

細かくしてくれませんか、金鎚でこわすのですかと申した時には、流石の母も笑ふやら涙をこぼすやらでした。

其頃兄は禮式の修業が大分出来ましたから、父が病氣の時には、御殿に上つて、父の代りに御先挾箱の紐を結んで、御褒に預つたこともありました。（御先挾箱は大名の行列に必要なものにて、紐の結方に故實あり。）兄が十歳の時に私は七歳で、両親を始め長州に移りましたが、私は江戸の親戚の宅に残りました。

こあるが、この談話に徴しては、必ずしも無人が「泣人」であり、弱い子供であつたは稽へられぬ。寧ろ純情の子であり、同情の深い、責任を重んずる少年であつたことが窺はれる。同時に、父としての希次の教育法が峻烈であり、家庭に於ける壽子の母としての指導の厳しいものであつた事も想はれるが、かう云ふ事柄も無人がまだ江戸にあつた頃であり、その生活に餘裕のあつた時のことである。長府に移り、無人が十歳から後のことは、更に章節を改めて記述するであらうが、こゝには内助者の典型としての壽子に就て物語らねばならぬ。

◇内助者の典型は

乃木家の系圖に依れば、希次の妻壽子は「後妻、土浦藩士長谷川金太夫女」になつてをるが、長谷川家は土浦藩——土屋子爵家——の御普請係、壽子は金太夫の長女であつて、夙に藩主の夫人に仕へ、侍女であつた。この藩主夫人は長府毛利侯の姫君であつたが、多くの侍女の中にあつても、壽子は温良、伶俐であつたがために、夫人からも少からず鍾愛せられて、偶然の機會から希次に配せられることになつた。

或日、長府の毛利侯が土屋侯を訪問し、四方山の談話に興じてゐた折柄、話題は何日にもなく希次のここに及び、

「希次も久しく鰥居ぢやが、誰か適當なものがあつたら嫁してやりたいものです」

毛利侯は家臣を思ふ至情を洩した。蓋し希次は妻の秀女を襲に離別し、未だ後妻を迎へてゐなかつたからである。乃木喜十郎希次の名は、勿論、土屋侯の記憶にも鮮かであつたが、

同時に此の希次の尋常人でないことをも承知してをる。随つて普通の女では希次の妻たることが困難であるを考へてゐたのであらう。

「左様、私も同感ぢやが、適當なものはないのでせう」

心持ち眉をひそめ、沈黙するのであつたが、聽て微笑を含み、且つ同意を極めて力強く求めるもの、やうに、

「如何でせう。壽子では……？」

土屋侯は提議した。壽子！ その名も爲人も毛利侯は熟知してゐた。土屋侯が「壽子ならば……？」と語つた利那から——毛利侯には壽子の全人格が腦裡に反映した。そして別に小首を傾げるまでもなく「結構！ 最も適當だ」を考へられたので、

「フム、壽子なら必ず希次の妻として辛抱し得るでせうが、併し……」

毛利侯は愉快さうに答へつ、あつたにか、はらず、途中から俄かに口籠らざるを得なかつた。何故か云へば、希次の妻として壽子の適はしいことは、異議の挿むべき餘地もない

が、餘り年齢の違ひに距離があり過ぎるご氣付いたからであらう。希次は文化二年に生まれて四十を過ぎた初老の人であるにか、はらず、壽子は文政十一年生まれの二十になつたのみの處女で、二人は父と娘を見るやうに齡の違ひがあり、殊に希次は年に比較して甚だ老成した人である。その希次の妻に壽子を配するごきは、聊か躊躇せられもしたであらう。土屋侯も同感であつたらしく、

「年齢の隔たりが如何かご考へられぬごきもないのぢやが、何よりも壽子の考へをたゞすごきにしませうか」

ご先手を打つご同時に、短兵急に壽子の考へを即座に問ふごきになつたのである。昔の大名ご云ふものは、概ね斯様なものであつたご云ふが、その日其の席に壽子を招き、土屋侯が直々に、

「壽子、卿は十郎の妻にごうぢや？」

ご質すのであつた。流石に娘らしく壽子は顔に紅葉して俯むいてゐるたが、間もなく決心が

附いたらしく、淑かに兩手を支へて、

「不束な私では御坐いまするが、御眼がねに適ひまして十郎さまに嫁げごのこごで御坐いますれば、宜しきやうに御計ひ願ひまする」

ご明了に答へるのであつた。ごに於て親許にも、希次にも交渉したが、勿論、毛利侯ご土屋侯の取計ひであるので、何れにも異議を唱へるもの、あらう道理がない。乃木十郎希次ご長谷川壽子ごは合衾の式をあげるごきになつたが、土屋侯ご毛利侯ごは姻戚の間である、その土屋侯の家臣の娘が良縁ありて毛利侯の家臣に嫁いでも、若し不縁になるやうなごきがあつては甚だ恐多いご云ふので、壽子は腰人前に親戚の和田家の養女ご云ふごきになり、和田壽子ごして乃木家に嫁入つたのである。

乃木十郎希次の妻ごなつた壽子は、毛利侯や土屋侯の鑑識したやうに、果して希次に仕へて貞淑であつたのみでなく、義理ある姉の榮子——智徳院——に温良の妹であり、更に希次の妹の留子——順教院——ごも親善であり、微塵も家に風波をたてなかつた。「乃木家に

腰入れしてから云ふものは、櫛笄から衣服、履物まで私は良人の御選び下さるもの以外
は用ひませぬでした。三壽子は其の娘達に語つたこともあるやうに、文字通り封建時代の武
士の妻であつたが、長府に移つた當時には、既に記述したやうに、骨髓に徹するまでの窮乏
の境にあつたからはず、その苦惱に堪へた。死に直面するこの寧ろ安易であらう——
三考へられるやうに苦惱したに拘はらず、失望の裡に勇氣を鼓し、絶望に沈まうとする場合
にも、隠忍して其の窮境を脱した。

「……貧乏しました。何とも仕方のないやうに貧しい日々を過したが、如何にもならぬ時
には、良人に知れぬやうに衣服や頭のものも目欲しいものは賣りました。機嫌伺ひに馬關
から來た長助の手で人知れず拂ひました。それでも仕方のない時には、院内の御用人の中
村彦四郎さんに御融通をねがつたことも三度や五度ではなかつたでせう」

三末娘のイネ子——現在の長谷川イネ子刀自——に沁々語つたこともあるこのことである
が、希次の妻としての三壽子が此の述懐をした三云ふこのみでも、より以上の辛苦が考へら

れるであらう。三壽子の此の述懐こそ伴りなく當年の苦しさを告白し、惱ましさを物語るもの
でなければならぬ。三同時に此の自我を没し、辛勞に堪へて枉屈しなかつた内助者としての
三壽子ありしがために、乃木十郎希次は其の生涯を汚すことなく、又更に子の希典を能く玉成
し得たのである。

玉木先生と御堀氏

◇香崖翁と熊野氏

一貫唯々諾、從來鐵石肝、貧居生三傑士、勳業顯多難、耐雪梅花潔、經霜楓葉丹、若能識天意、豈敢自謀安——こは西郷南洲の詩であるが、長府に移つて以後の乃木家、そして生活苦の壓迫に喘ぎつ、あつた時代を想ふならば、往々に「死」を壽子が欲したこも無理でないこ考へられる。併し貧居に傑士を生む準備であつたこ見るならば、辛慘は即ち辛慘の極であるが、天意の決して偶然でないこも明かになれば、受難の深い恩寵であるここが知られるのである。

僅かに十歳で精神的にも、物質的にも打撃せられるこ甚だしかつた無人は、風雪に耐へ

る松柏のやうに延び、將に絶望しようとする母を慰藉し、自らも反撥したが、父の刑期が満ちてからは、その好める學問に向つて邁往し得るここになつた。悲しくも亦痛ましい思出で安政五年は閉門の裡にくれ、翌年四月、十一歳になつた無人は、結城香崖の門に入學して漢籍、詩文を學ぶここになつた。香崖は漢詩人として不朽の人であり、人格、識見共に非凡であつたので、無人の動かされたこも尠少でなかつたであらう。明治十四年十一月、未だ大佐であつた乃木將軍が自費を以て「香崖詩鈔」を出版し、これを知人に配つたのも、舊師を慕ふ至情に出づるものであり、且つ少年の日を回顧して窃かに感懐に堪へぬものがあつたからでなければならぬ。

詩人香崖の門に漢籍、詩文を學ぶこ同時に、その年の十月から江見後藤兵衛に就て武家禮法竝に弓馬に關する故實を修めた。十二歳も亦斯くして逝き、文久元年即ち十三歳の正月から工藤八右衛門に人見流の馬術を學び、小島權之進に日置流の弓術を修め、多賀鐵之丞に西洋流の砲術を習ひ、更に翌年に入れば、正月から中村安積に寶藏院流の槍術を授けられ、

黒田八太郎に田宮流の剣道を教へられた——記したのみでも、如何に父の希次が第三子の無人に武士として十二分の教育を爲しつゝ、あつたかを諒會し得るであらう。必ずしも無人は斯く武張つたこゝにのみ専念するを好まなかつたかも知れぬ。併しながら當時の教育法であり、父の方針に依つて薰陶せられるので、否應なしに教師の許にかよはねばならなかつたのである。

斯く武事のみに専らであつた無人は、十四歳の三月から結城香崖の高弟であつた福田扇馬に兵書竝に歴史を學ぶこゝになつた。福田氏は歩行にも難んずる跛者であつたが、氣概あるの士であり、識見の凡ならざる人物であつたので、心を文事に寄せる無人に取つては、この教師の下に兵書を読み、歴史を學ぶのが非常に喜ばしいこゝであり、満足であつたらう。それ丈けに精勵し、門下に於て比肩し得るものが多くないやうになつたので、教師も之を指導するこゝに熱心であり、他の門生を見るに同一でなかつたのである。

如何に福田氏が當時に於ける長府の子弟を刺戟したか。長府町の乃木將軍の舊邸近く、忌

宮神社の境外に門下生の思慕に依つて建設せられた碑に、力強く福田氏の爲人は鏗刻せられてをるのである。

福田先生ト家塾櫻柳亭ノ記

先生名ハ扇馬・南嶺ト號シ、後名ヲ正則ト改メラル。福田恭庵君ノ男、弘化三年正月十七日、南ノ濱自宅ニ誕生ス。幼ニシテ穎悟、漢籍ヲ藩儒結城香崖及ビ敬業館ニ就テ學バレ、大ニ成ル所アリ。殊ニ詩文ニ長ジ、辯論ニ巧ニシテ、其時事ヲ談セラル、ヤ、人其ノ卓見ニ驚ク。偶々先生脚ヲ病ンテ歩行ニ難ム。當時藩ニ敬業館アルモ、就テ學ブコトヲ得ルモノハ、士格以上ノ子弟ニ限ラレ、一般有爲ノ子弟ハ學ブ所ナシ。先生大ニ之ヲ慨カレ、斷然育英ノ事業ニ一身ヲ委セントシ、文久二年家塾ヲ自宅ニ設ケラル、之ヲ櫻柳亭ト稱ス、蓋シ邸前櫻柳ノ二樹アルニ因ル。先生櫻柳亭ノ教育方針ヲ示サレタル詩ニ曰ク「斯文斯武總屬仁、誰知兩道是兩倫、兵書萬卷刀三尺、櫻柳亭中幾數人」ト、乃チ文武兩道ヲ教育ノ骨髄トシ、急迫セル時勢ニ對シテ、有爲ノ人材ヲ養成スルニ在リ、其學風ノ如キハ水戸弘道館ノ教育方針ニ據ラレシモノ、如シ。殊ニ大楠公ヲ尊崇セラレテ、祭祀ヲ怠リ給ハズ、其子弟ニ對